

平成 2 2 年 9 月

太宰府市議会建設経済常任委員会会議録

平成 2 2 年 9 月 7 日

福岡県太宰府市議会

## 1 議事日程

〔平成22年太宰府市議会第3回（9月）定例会 建設経済常任委員会〕

平成22年9月7日

午前10時00分

於 全員協議会室

- |      |        |                                 |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 議案第59号 | 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について     |
| 日程第2 | 議案第56号 | 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について      |
| 日程第3 | 議案第57号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第4 | 意見書第7号 | 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書     |
| 日程第5 | 意見書第8号 | 公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書 |

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

|     |      |    |      |      |    |
|-----|------|----|------|------|----|
| 委員長 | 田川武茂 | 議員 | 副委員長 | 橋本健  | 議員 |
| 委員  | 福廣和美 | 議員 | 委員   | 村山弘行 | 議員 |
| ”   | 大田勝義 | 議員 | ”    | 後藤邦晴 | 議員 |

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

|        |      |                   |      |
|--------|------|-------------------|------|
| 建設経済部長 | 齋藤廣之 | 上下水道部長            | 宮原勝美 |
| 総務部長   | 木村甚治 | 都市整備課長            | 神原稔  |
| 建設産業課長 | 伊藤勝義 | 建設産業課商工・農政担当課長    | 大田清蔵 |
| 上下水道課長 | 松本芳生 | 施設課長              | 大江田洋 |
| 観光交流課長 | 城後泰雄 | 都市整備課景観・歴史のまち推進係長 | 原口信行 |

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 田中利雄 |
| 議事課長   | 櫻井三郎 |
| 書記     | 花田敏浩 |

開会 午前10時00分

~~~~~

委員長（田川武茂委員） 皆さんおはようございます。

本日1名の傍聴許可をしておりますので、ご報告申し上げます。傍聴される方は、お手元の「傍聴の際の注意事項」をお守り下さい。また、委員会の途中で入退室される際は、お静かにお願いいたします。

それでは、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

本日は、本会議において当委員会に付託されました補正予算1件、条例の制定1件、条例の改正1件、意見書2件の審査を行います。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順といたします。

ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第59号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について  
委員長（田川武茂委員） 日程第1、議案第59号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」当委員会所管分を議題とします。

おはかりします。

審査の都合上、歳出から審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 異議なしと認め、歳出から審査いたします。

それでは、補正予算書22、23ページをお開きください。

6款2項3目、緑地推進費の宝満山・四王寺山周辺環境整備事業費についてです。

それでは、執行部の補足説明をお願いします。

建設産業課商工・農政担当課長。

建設産業課商工・農政担当課長（大田清蔵） 6款2項3目11節、宝満山・四王寺山周辺環境整備事業費10万円について説明します。平成21年度に宝満山周辺の自然保護と環境保全のための植樹を目的とした指定寄附金30万円の一部10万円を使って、市民の方に環境保全や自然の大切さ等を理解してもらうために市民団体等に植樹を行ってまいります。事業内容としては苗木とか、肥料、添木等を市から支給して、今年の10月中旬に宝満山の横の内山林道沿いの宝塔跡周辺に山もみじと山桜ですね、20本程植樹をしたいと。来年3月末に宝満山登山道の百段がんぎ前後辺りに石楠花15本程植樹を行いたいと思います。これに関連して歳入予算がありますが、また歳入のところで説明したいと思います。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

ここで質疑を行います。質疑はありませんか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 予算は10万円ですよ。これは10万円くらいで十分できると。

（「補助金がある」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 建設産業課商工・農政担当課長。

建設産業課商工・農政担当課長（大田清蔵） 市民団体の方に植樹を行ってまいりますから。それから本数があまり多くないですし、植える場所もそう多くないので、苗木とか、添木とかであれば10万円ですることができるということで可能であります。

委員長（田川武茂委員） 次に7款1項3目、消費者行政費の消費者行政関係費について、同じく観光費の観光施設整備費及び観光情報提供事業関係費について、続けて補足説明をお願いします。

まず、建設産業課商工・農政担当課長。

建設産業課商工・農政担当課長（大田清蔵） 7款1項3目1節及び9節、消費者行政関係費14万3千円について説明します。地方消費者行政強化のために設けられた地方消費者行政活性化基金により相談のレベルアップを図るために県の研修会が増加し、その参加による17日分の報酬として11万1千円を計上するものです。また、平成22年度から相談員さんを1名増員したんですけど、その方が福岡市在住のため、費用弁償の単価が増えることから、その分として3万2千円を増額計上しております。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に観光施設整備費です。

観光交流課長。

観光交流課長（城後泰雄） 観光施設整備費の説明をさせていただきます。13節の委託料の交通誘導業務委託料25万円は当初予算におきまして、大晦日、正月3日間と1月4日から3月31日までの期間、土曜日、日曜日、祝日に五条交差点、梅大路交差点周辺に警備員を配置し、交通誘導を行うために553万円の経費を計上しております。しかしながら、1月1日から2月13日までの期間、九州国立博物館のほうで人気の高いゴッホ展の特別展が開催されますことで、開催期間のうち、1月4日から2月13日までの平日の22日間を追加して交通誘導業務委託を行います。それに伴い交通渋滞の緩和に努めたいと考えております。そのようなことでゴッホ展の関係で交通誘導業務委託料208万円の経費がかかることで、当初予算からして25万円程度不足するものと考えております。それに対する補正であります。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に観光情報提供事業関係費です。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 観光情報提供事業関係費でございます。委託料、駐車場案内システム委託料です。これも先ほど説明がありましたゴッホ展に伴うもので当初正月、年始の14日だけを予定しておったわけですが、ゴッホ展があるということで16日追加いたしまして、その追加分80万円を計上するものでございます。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 申し訳ないけど、このシステムはどういうシステムになるとかいな。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 太宰府天満宮周辺の主な駐車場の満空情報を携帯電話で見れるようにしております。駐車場に出向きまして、今、満車であるとか、空きがあるとかいうのを携帯電話で見れるというシステムであります。昨年から始めて、昨年は年始だけだったんですが、約4千、5千件弱のアクセスがありました。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 天満宮の大駐車場がありますよね、五条交差点から入って左側の。あそこは今全部使いようかいな。というのは、手前の左側に大きい駐車場があるじゃないですか。あそこはずっと使っていないような気もするけど。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 年始といいますか、多客時にはどちらもほぼ満杯になっていると思いますが、普段といいますか今頃ですと、太宰府小学校側で賄えるというようなことですかね。

（福廣委員「十分ということね」と呼ぶ）

都市整備課長（神原稔） だと思います。はい。

委員長（田川武茂委員） 他にありませんか。都市整備課長。

これ80万円というのは16日分ですか。延長する16日分。そうすると1日に何人が、人員の割当てがあるわけでしょ。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 1日5万円を予定しております。人員的には3名を巡回させて、空いているという情報を出すということにしております。

委員長（田川武茂委員） その3人がずっと周辺を見て回るわけですね。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 駐車場は各地分かれておりますので、コースを3コースくらい決めまして、それをちょうどぐるっと回ると1時間くらいかかります。3人がそれぞれ1時間回って、さらにまた1時間ということで、1時間に1回その情報を出すという形にしております。それが3コースあります。

委員長（田川武茂委員） 3人で5万円ということになると1万5千円ちょっとかかりますね、1人当たりね。時間は8時から5時までですか。時間は大体どのくらいですか。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 9時から、その時の状況によりますけども、去年は18時頃までやりました。状況に応じて車が多いようであればもう少し長くなったりとかはあるかと思えます。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） この際、駐車場のことで聞いておきますけども、我々入口の方に住んでおると、渋滞のことが分からない部分があるんですよ。どれくらい天満宮周辺、五条周辺が混んで渋滞するののかというのは。水城辺りは正月三が日というか、もう1日か2日なんですよ。渋滞するのは。他は全く渋滞がないという状況で、バイパスができた、いろんな道ができた、裏側からも来れるということで、水城の場合はそうなおるか分らんけども、渋滞の状況は我々も正月三が日天満宮に行ったことがないので、よく分らん部分があるんですよ。今、九州国立博物館の中の駐車場もこのシステムと同じような形を取るわけですか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 国立博物館の駐車場もこの満空情報の中には入っております。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） どこの辺りから何時間待ちくらいかのひどい渋滞かは分かるんですね。ひどい渋滞の場合はもちろん水城跡からつながっているけども。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 今年1月の場合で見ますと、一番ピークはちょっと記憶ですけども、1月2日ですかね、お昼からくらいが一番のピークだったと思います。一番ピークの最後尾は水城辺りまでいったんじゃないかと思えます。この駐車場は満というのは分かるんですが、道路がどういうことかというのは、昨年の実績を見ましてももちろん来年もやるわけですが、駐車場の情報も然りなんです、道路上どのくらい並んでおるかみたいなものをひと目で見れるよという工夫はできないかということ今検討しております。道路上ですので、いろんな制約があるようで、付けられるところはカメラを付けて道路の状況を見ることはできないかということで今現在検討しておりますので、間に合えばこれはやりますけども、今後検討して駐車場の満空よりも道路の情報を優先的に出すような方法を考えたいと思えます。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 一つ聞きたいんですが、まほろば号が内山から都府楼、北谷から都府楼に行ってますが、大幅に相当、時間なんかあってないようなものになるわけですね。そこら辺をどういうふうな対策をするのか。市として対策持ってますか。これはバス会社にお任せなのか。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 担当ではないので詳しくは分かりませんが、正月の三が日は太宰府方面は運休されてますね。西鉄都府楼前駅から吉松、国分、水城あたりの循環だけで、太宰府方面は運休されているようです。ただ、三が日過ぎて4日から運行されているようですが、相当な遅れは出ているかと思えますけど、これについてはその時の状況で変わりますので、何ともしがたいものはあるんですけど、今は運行情報のシステムが見れますので、来ているのか、遅れているのか、行ったのかが大体主な停留所で分かるようになってますので、それを参考にされるという形になるんじゃないかなと思いますけど。

委員長（田川武茂委員） 何も対策はないということですね。それは地域の北谷、内山の人たちに説明をして、ご了解、情報を回覧板でも回していただきたいと思うわけですけどね。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に、8款1項1目、土木総務費の道路施設等管理費について補足説明をお願いします。

建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 道路施設等管理費について説明させていただきます。委託料、街路樹剪定及び消毒等委託料でございます。現在市内の道路の街路樹、それから街路樹の消毒について、シルバー人材センターに委託しておりますけども、当初の予算1,057万2千円でございます。それから新たに街路樹の剪定の依頼がきておりまして、大きいもので4件きております。連歌屋の里道、それから国分五丁目、大原団地、北谷・山浦線のほうについて今街路樹剪定の依頼がきておりまして、この分を入れますと当初の予算をオーバーしますので、100万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

大田委員。

委員（大田勝義委員） 街路樹の剪定ですが、私思いますに、西中学校、西小学校ありますでしょう。あそこに八重桜が咲いてますよね。私担当課に行って何度も言ったんですけども。結局毛虫が付いてますよ。子供たちの通学路にもなってますしね、あれは私も家で消毒するんですけど、時期を見誤るととにかく消毒が効かないんですよ。何回振っても。これは時期はどんふうに考えてあるんですか。綿みたいにこう付いてるじゃないですか、中にこう入って。だからあの時期にやってしまうと死ぬんだらうけど、あれが破れてしまおうとかなかなかね、それと消毒に抵抗力がついてなかなか死なないと。私も自分の家でやるけど、ばたばた這っているけど、また木に登って食いよるんですよ。だからこれは時期が大事だろうと思うんで、実質その辺をきちっとしてもらわないと、消毒したけど全然死んでないということだってあるしね、それを。それとこれはシルバーでやっているんですか。造園会社じゃなくて。ちょっとそこ説

明をお願いします。

委員長（田川武茂委員） 建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 消毒については今委員さん言われましたように虫が発生した時にしないと、前であっても後であっても効果がございませんし、また、虫が発生する時期が毎年何月の何日とかいうものがはっきりしておけば、それに基づいて消毒するんでしょうけど、どうしてもそういうわけにはいきませんので、職員が巡回した時、それから市民の方からの情報を参考にして消毒をしているという状況です。

委員長（田川武茂委員） 後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） 街路樹で団地でもそうなんですけど、街路樹の木がかなり大きくなっていくんですけど、これで側道から出てこられる車とかがあれば見にくくなっているんですよ。それプラス、車の離合でその街路樹が大きくなっているばかりに離合がしにくくなっているんですよ。それなんかもう少し切ってもらうとかできんのやろうか。予算を取って。

委員長（田川武茂委員） 建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 今ご指摘のとおり、街路樹が年々大きくなってまして、信号機とか、標識が見えなくなったり、左右の道路が見えなくなっているという現実があります。私の方で街路樹の剪定はしているんですが、深く強く切りすぎますと、街路樹の意味はなしませんし、また、浅いと今みたいな形で、梅雨時を過ぎますと葉が出てきて、また見えなくなるということがありますので、どの程度切ったらいいかということなんですけども、ある程度大きく成長したものについては強く切るということをしております。去年はつつじヶ丘の通りですね、あの分については大きく強く剪定をしたところもございます。

委員長（田川武茂委員） 後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） 今、大きくなったものを強く深く切るということは私もそう思うんですけど、実質作業をされている方は結構浅いんですよ。それを横から言ってもいいかなと思いつつ、やっぱり言ったらいかんだろうと思って我慢しているんですけど、本当にさらっと切られているだけなんです。だから普通の素人の人が見たら切っているのかなというようなイメージの切り方なんですけど、もう少し強く切るようにとか、もうちょっと場所場所の特に指示をしてもらいたいなとこれは要望しておきます。

委員長（田川武茂委員） 回答は。建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 今の件につきましては、今年の剪定の量とか写真管理をしておりますので、それを検収しまして来年度もう少し切るとか、そういう指示を直接したいと思えます。それから気が付かれた方は、直接というのはどうしても問題がおきますので、市のほう、建設産業課のほうに言っていただきたいと思います。

委員長（田川武茂委員） ここでちょっとお尋ねいたします。先ほど大田委員さんが業者、要するに造園業者なのか、シルバー人材センターなのかお尋ねなりましたが、その回答がなかったと思いますが、その回答をお願いします。

建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） シルバー人材センターに頼んでおりますし、そこで対応できない時には造園業者にも委託をしております。

委員長（田川武茂委員） はい、よろしいですね。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に24、25ページをお開きください。

8款2項2目、道路橋梁維持費の道路橋梁維持補修関係費について、同じく3目、道路新設改良費の地域再生基盤強化事業及びその他の道路改良関係費について、続けて補足説明をお願いします。

建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） まず道路橋梁維持補修関係費について、ご説明させていただきます。修繕料でございます。当初の予算1,300万円ほどを計上させていただいておりますけども、今回500万円の補正をお願いするものでございます。この500万円の中身といいますのは、市内の道路の陥没、それから舗装の割れ、側溝蓋の破損、側壁の破損、路肩の補修といろんな苦情が私の方に寄せられます。その苦情に対しまして即対応するということで、今修繕料で対応しております。今年の7月の災害に発生しましたけども、応急措置できないもの、それから復旧工事に該当しないような小さな修繕が必要なものも出てきております。そういうことで今回500万円を補正させていただきたいというふうに思っております。ちなみに平成21年度の補修の件数ですけども、8月末現在で約187件の修繕の依頼がきておりますが、平成22年度におきましては同じ8月末で約200件以上の補修の依頼がきております。そういうことで現在の状況でいきますと1,300万円ではどうしても市民の要望に応えることができませんということで、これは日常生活に直結する補修、修繕でございますので500万円の補正をよろしくお願ひしたいということでございます。

それから、続きまして委託料の水城台の法面、点検調査業務委託料でございますが、これは去年の災害で壊れまして、これは文化財課のほうで補修、災害復旧がされておりますが、水城台の法面、モルタル吹付けされているところ等の調査というものを本格的にいたしまして、補修が必要なところ、それから部分的な補修ですね、それから改良が必要なところ、それからロックネットがされてますけども、ロックネットの補修が必要なところと、いろんな箇所があるかと思しますのでその調査をしたいと思っております。また、モルタル吹付けしていない、現況のままで残っている法面についても、やはり亀裂があれば災害発生の可能性がありますし、法面に生えています樹木の大きさ等の調査もしないといけないというふうに思っておりますので、その水城台の法面の調査ということで315万円の補正をお願いするものです。

続きまして、地域再生基盤強化事業でございます。この工事費の1,744万5千円の補正をお願いするものでございますが、平成22年度の地域再生基盤整備事業の工事費について、事業費

は5億4,450万円でございます。この事業につきましては今年の5月に補助金の交付決定がなされました。この5億4,450万円の中には事務費が入った形になっております。しかし国の方針でこの補助事業の中に事務費は補助の対象にはなりませんよということの通達がありまして、私の方のこの地域再生で1,744万5千円で事務費を計上してはいたしましたがこの分については補助の対象外であるというふうな話です。しかし補助金の交付決定がきております。この1,744万5千円の手務費に相当する工事費は補助の対象になりますので、この工事費を補正いたしまして高雄台地区の側溝の工事を今進めておりますが、それを前倒しして路線の追加をしていきたいということでもあります。そういうことでこの1,744万5千円の工事費の補正をお願いするものです。

それからその他の道路改良関係費でございますが、これは五条・太宰府駅前線の路側のカラー舗装の事業費でございます。これは歴史と文化の環境整備事業基金によりまして、全額こちらの方から出していただく事業でございます。この基金を利用しまして五条・太宰府駅前線の両側の路側部分に緑色のカラー舗装を施行する予定です。これを行うことによりまして、歩行者の歩行空間の確保と通行車両の運転手が視覚的に車両通行部分と路側部分が見えますので、歩行者の安全、安心な通行ができると確信いたしておりますので、この700万円の補正をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いいいたします。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

大田委員。

委員（大田勝義委員） 委託料ですけども、水城台の委託料ですが、これはあくまでも委託料ですから工事は関係ないわけですよ。そうなってくるとこの調査業務委託料の金額というのはどのような形ではじき出されているか分かりますか。この315万円。

委員長（田川武茂委員） 建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） この315万円の中身ですけども、既設のモルタル部分の吹付けの構造物の法面調査で約220万円、それから法面のモルタル吹付けをしていないところの地質調査分ということで80万円でございます。でトータル300万円の消費税で315万円ということになります。内容につきましては既設の法面につきましては赤外線によります調査、それから打診音でテストハンマーということになります。解析をする調査、それからモルタルのコアを抜きまして、そのモルタルの老朽化と言いますか、疲労度を検査する調査ということでございます。それから先ほど言いましたモルタル未施工部分につきましては、法面の樹木との関係とか亀裂の関係とかを目視で調査するものでございます。

委員長（田川武茂委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） 平米数は分かります。そのくらいの平米になるのか、全体で。

委員長（田川武茂委員） 建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 既設の分が約1,000平米、未施行部分が約1,000平米で調査区域は約2,000平米を予定しております。

委員長（田川武茂委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） 専決ですね、前に武藤議員から本会議で言われましたよね、設計料の云々ということで。これ調査料ということで同じようなものだろうと思いますけど。これ調査費に関してどのような形で出されたのかなということがやはり気になる場所なんです。これはどうなんですかね、公のそういうふうなものによって出されたのか、いろいろありますよね。あれで出されたのかどうか、ちょっと確認したいんですが。どのような。根拠ですね。

委員長（田川武茂委員） 建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 現在あげてます315万円の根拠でございますけども、民間の業者に見積りを依頼いたしまして、その見積りを根拠にしております。その業者は法面の専門業者でございます。実際に委託を通して発注する時には当然、指名競争入札ということになります。

委員長（田川武茂委員） よろしいですか。

（大田委員「はい、分かりました」と呼ぶ）

委員長（田川武茂委員） では私から一つ。

この委託料については1社、それとも何社か指名とか競争とかありますけども、そういった何社か出しておるわけですか。

建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 今、補正は315万円の補正をお願いしてます。実際に発注する時には見積りを精査しまして再度、設計額を出すということになります。300万円以上、この予算どおり315万円以上になりますと、指名選考委員会にかけまして、約6社から8社の指名競争入札になります。それから300万円以下におきましてはやはり6社から8社の指名競争入札ということになります。

委員長（田川武茂委員） はい。これはいいとしてもですよ、あがってきたらあなた達がしっかりと、精査を十分、一人じゃなくして部長、課長、ほか担当で精査をすることが大事じゃなからうかと思うんですよ。見積り出してきたものをはいはいと印鑑を、みなしじゃとにかく金があっても足りんから。やっぱりそのとこをきちと精査を今後よろしくお願いしたいと思います。

建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 今予算取りのための見積りでございますので、実際に発注する時にはやはり積み上げをして、ちゃんとした設計書を作り、そして予定価額を設定して指名競争入札で発注するという段取りはどんな委託でも一緒でございます。ですから見積りだけで判断するということはありません。

委員長（田川武茂委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に、8款4項2目、公園事業費が財源更正されています。同じく6目、土地開発費の地域狭隘道路拡幅事業関係費について、補足説明をお願いします。

まず都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 公園事業費の財源更正でございます。地方債認められましたので、一般財源から地方債に財源の更正をするものです。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 続きまして、地域狭隘道路拡幅事業関係費についてご説明させていただきます。まず工事請負費でございます。700万円の補正をお願いするものでございます。当初予算は900万円でございます。セットバックにつきましては建築時におけますセットバックの箇所の工事ということになるんですけど、平成22年度におきまして、私の方で予定しております以上に約6件のセットバックの予定を把握しております。この6件につきましては約400万円程度のセットバック費用がかかるというふうに予定しております。現在900万円ですけども、これでは十分なセットバックについての工事に対応できませんので、補正をお願いするものでございます。

それから補償費、セットバック補償でございますが、やはりこれも300万円の補正をお願いするものでございます。当初予算が1,000万円でございます。先ほど言いましたようにセットバックにつきましては工作物の補償というものも当然出てきますので、この補償、セットバックにつきましても6件に相当する補償費が出てきます。そういうことで300万円についてお願いをするものでございます。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） では、私から一つ。

セットバックは1箇所が700万円ですか。当初予算900万円に補正が700万円ということですが、大体何箇所くらいセットバックする予定ですか。

建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 今回補正いたします700万円は6件、箇所数で6件でございます。

委員長（田川武茂委員） 6件ですか、セットバックは要するに中心から2メートル、2メートル、これが基準のセットバックでしょ。それについては無償でいただいております。隅切りは別ですけども、何でセットバックに多額のお金が必要なのか。ちょっとそのところ説明をお願いします。

建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 今、委員長言われましたように、セットバックは建築で建てる時にセンターから2メートル、2メートルという引き幅がございます。2メートルに足りないところ

るにつきましては建築主の方で引かれます。引かれたところについて、土地を私の方で無償で寄附採納していただくということでございますので、その引かれた分についての分筆、測量というものについては私の方、それからそこに引く前にあった例えばブロックとか、門扉とか、植木とかいうものについてはやはり補償するということでセットバックには補償費はかかりませんし、セットバックしたところの空き地、用地をそのまま例えば砂利のままとか、いうことではございません。やはり側溝を入れる、そして舗装をするという工事がやはりかかってきますのでセットバックによる工事費ということでございます。

委員長（田川武茂委員） はい、分かりました。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

委員長（田川武茂委員） 以上で歳出の審査を終わります。

続いて歳入の審査を行います。12、13ページをお開きください。

14款2項3目、土木費国庫補助金、地域狭隘道路整備事業補助金について、補足説明をお願いします。

建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 地域狭隘道路整備事業費補助金でございます。これは10分の5でございます。セットバックの工事費700万円、それから補償費300万円の合計1,000万円、これの10分の5の500万円を補助金としていただくというものでございます。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に、15款2項5目、商工費県補助金、消費者行政活性化基金事業補助金について補足説明をお願いします。

建設産業課商工・農政担当課長。

建設産業課商工・農政担当課長（大田清蔵） 15款2項5目1節、消費者行政活性化基金事業補助金3万円について説明をします。当初予算に78万8千円を計上しておりましたけど、県に補助金申請した金額が3万円多かったため、県から3万円増額になった分を補正するように指導があったため計上するものです。

よろしく申し上げます。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に、18款1項1目の基金繰入金、歴史と文化の環境整備事業基金繰

入金、ふるさと水と土保全基金繰入金について、補足説明をお願いします。

建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 歴史と文化の環境整備事業基金繰入金でございます。805万円のうちの700万円を先ほど説明させていただきました五条・太宰府駅前線のカラー舗装するものでございます。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 観光交流課長。

観光交流課長（城後泰雄） 歴史と文化の環境整備事業基金繰入金の805万円のうち、25万円ですが、先ほど歳出で説明いたしました7款1項4目13節の委託料、観光施設整備費の交通誘導業務委託料に充てるものでございます。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 次に都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） これにつきましても先ほど歳出で説明いたしました駐車場のシステム80万円を環境税から充てるものでございます。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） ふるさと水と土保全基金繰入金について。

建設産業課商工・農政担当課長。

建設産業課商工・農政担当課長（大田清蔵） 歳出でも説明いたしましたが、宝満山・四王寺山周辺環境整備事業を行うためにふるさと水と土保全基金繰入金10万円を計上しております。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に、14、15ページをお開きください。

21款1項3目、土木債について、1節の道路橋梁事業債、2節の公園事業債について補足説明をお願いします。なお、これは6ページの第3表と関連しています。

まず建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 地域再生基盤強化事業でございますが、地域再生の工事費の1,744万5千円を補正させていただいておりますが、事務費につきましては補助の対象外ということでございます。しかしこの事務費というものの1,744万5千円は起債では借りることができますよということでございます。一般財源だけではありませんということでございますので、この事務費につきまして0.9を掛けまして、起債として申請をするものでございます。1,744万円掛けることの90%で1,570万円でございます。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 次に都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 公園改良事業200万円でございますが、これも最初の方で説明しました財源更正の地方債の歳入のほうをここに計上しているものでございます。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 以上で歳入の審査を終了します。

次に6ページの第3表、地方債補正の道路橋梁事業債、公園事業債について、補足説明がありましたらお願いします。

建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 地方債の補正について説明をさせていただきます。道路橋梁事業債2億4,650万円を2億6,220万円にするものでございますが、1,570万円の増でございます。これは先ほど説明させていただきました地域再生基盤整備事業の事務費を起債ということで借入れをするということでございます。その増加分でございます。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 続きまして公園事業債ですが、補正前1,620万円を先ほど歳入歳出とも財源更正しました200万円をプラスしまして補正後1,820万円にするものでございます。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

これで議案第59号の当委員会所管分の審査を終えますが、質疑もれはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 以上で全て説明、質疑は終わりました。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（田川武茂委員） 全員挙手です。

したがって、議案第59号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時47分

委員長（田川武茂委員） ここで11時5分まで休憩します。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時05分

委員長（田川武茂委員） 休憩前に引き続き、再開します。

建設産業課長。

建設産業課長（伊藤勝義） 先ほど、太宰府市一般会計補正予算の審査の中で私の方で回答させていただいた中身の訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。道路施設等管理費の質疑の中で街路樹剪定及び消毒等委託料につきまして大田委員さんから業者についてはどこですかという質問がありましたが、私がシルバー人材センターとお答えしたと思います。確認させていただきましたら、私のほうの間違いで、業者につきましては市内の造園業者でございます。訂正をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

委員長（田川武茂委員） はい。大田委員よろしいですか。

（大田委員「はい」と呼ぶ）

日程第2 議案第56号 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について

委員長（田川武茂委員） 日程第2、議案第69号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について」を議題とします。

それでは執行部の補足説明をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 議案第56号、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定についてを説明します。本文は議案書の6ページから21ページでございます。

説明に入ります前に資料の確認をしたいと思います。先の議員全員協議会で説明いたしました資料3の1、資料3の2、資料3の3、それから今日、お手元にお配りしておるとお思います、逐条解説、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例という冊子です。A4を綴じたものでございます。それから太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例施行規則案というのを付けております。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長、これに基づいてするんじゃないですか。

都市整備課長（神原稔） はい。しますが、一応資料の確認をお願いします。

それから最後でございますけど白いパンフ、「美しい国、まちづくりのために」景観法の概要。これに沿って説明したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

都市整備課長（神原稔） 先ほど委員長が逐条解説と言われましたけど、ちょっと前段のほうで

ひと通り、この概要といいですか、予習といいですか、ちょっと説明をしたいと思います。

まずはこの白いパンフレット、景観法の概要をお願いいたします。

今回提案します「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」、景観条例と略して言っていますが、この上位法となるのがこの景観法でございます。平成16年6月に公布されまして、平成17年6月から全面施行されております。中を開いてもらって、もう一回開いてもらおうと、ちょうど真ん中辺りに薄い青系の色で箱があると思います。上の方に景観行政団体、星が付いてますけど、景観行政団体による景観計画の作成と。矢印が下について、景観計画区域、それから黒い丸点で建築物の建築等に対する届出勧告云々と。これが5つ並んでおります。要はこの景観法によって景観行政団体になれば景観計画の作成ができるということになっております。その一番上の景観行政団体による景観計画の作成のちょっと右側ですけど、景観行政団体になるには、ということを書いてあります。政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体になります。その他の市町村は都道府県と協議、同意により景観行政団体になることができますとなっております。これにより太宰府市は平成20年5月1日付けで景観行政団体になっております。こういうことからこの景観法による景観計画を約2年ほどかかって、今議会に提案することになるということでございます。

資料3の1をお願いいたします。条例制定の背景目的ですが、先ほど説明しました景観法を受けて景観計画を作ったという背景を書いてあります。それから下の方に図がありますけど、景観法という法がありまして、右側に太宰府市景観まちづくり計画、太宰府市景観計画、その下に太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例とこう3つの箱に景観法がかかっております。こうやって上位法である景観法が今回のこの計画、太宰府の景観計画にあたっているということでございます。上2つ、太宰府市の景観まちづくり計画、その下、真ん中にあります太宰府市景観計画、法定計画とあります、この2つが資料でいいますと3の2そのものでございます。この冊子そのものでございます。それからその下の太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例というのがこの上の景観まちづくり計画、景観計画の法で定める届出とか、いろんなルールを書いたものでございます。

次、資料3の1の5ページをお願いします。条例の説明をする前に先ほど言いました景観法と景観計画、それから今回提案します条例の役割分担ということを書いてあります。ちょっと読ませていただきます。「規準の全体像は景観計画に書かれています。景観形成に関する基準は景観法と条例が相互補完することにより構成されるため、条例を読んだだけでは基準の全体像は掴めません。これは法で既に担保される基準を、あらためて条例に記載する必要は無いとの理由によるものです。基準の標記に関して景観計画と条例の役割分担は以下のとおりです。」黒い四角でございます。最初の「景観計画のみで成立するため、条例はなにも記載する必要がない基準」とあります。これは景観法で決まっております。具体的にいいますと、そこにありますように、建築物の建築等又工作物の建設等ということで、建築物の高さ、壁面の位置、屋根の形態、設備の修景、開発行為に関する法の高さ。これは景観計画のみに書けばいい

ので条例には書かなくていいというようなことが書いてあります。

それから真ん中の黒四角です。項目のみの条例で選択する必要がある基準ということで、その下、丸がありますけども、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、それから屋外における物件の堆積、特定照明、これについては選択でできますということになっております。今回わが市ではそこにちょっと四角でありますけど、後で説明しますが、条例の第13条ということで掲げておるところでございます。そして最後の黒四角ですけど、定量的なものは条例に項目と基準値を記載し、努力義務の場合は項目のみ条例に記載するというようなこと。これが自主条例といわれるものでございます。建築物の建築等又は工作物の建設の時の緑化、それから路外駐車場、まあ屋外駐車場ですね。そのことを太宰府市では掲げております。

それでは、本文といたしますか、説明したいと思いますが、先ほどいいました議案書の6ページ、7ページはただ条例を書いておるだけですので、今日お配りしました逐条解説、これに沿って随時説明しておきたいと思っております。

これにつきましては委員長いかがでしょうか。最後までということにしますか、説明はどういう具合にしましょうか。

委員長（田川武茂委員） それは1条ごとがいいんじゃないですか。最後に一括してということになると記憶も薄れて、混乱しますので。

（都市整備課長「分かりました」と呼ぶ）

委員長（田川武茂委員） 1条ごとをお願いします。

それで、皆さんよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） それでは、それをお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） それでは逐条解説、最初からいきたいと思っております。まず表紙を開いていただきたいと思っております。目次がございます。前文から始まり、附則まで条文でいきますと1条から37条までございます。では逐一説明していきます。

1ページでございます。前文というのを掲げております。条例で前文があるのは太宰府市の条例の中でも、ちょっと見ましたら5つくらいのごようでございます。今回、景観、市民遺産を守り育てる条例には前文を掲げております。この前文はそこに要旨というのがありますように基本理念、理念を示すものでございます。こういう理念のもと、百年後も誇りに思えるまちというようなことを掲げております。解説にあります、太宰府市は歴史的、地理的な成り立ちと自然環境もたくさんいいものがございます。その理解を深めるとともに太宰府市景観まちづくり計画で示した本市の景観形成の方針について、この前文でまとめております。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

都市整備課長（神原稔） では次にいきます。第一章、総則の目的、第1条です。要旨にありますように、この条例の目的について書いております。最後の3行目くらいになると思いますが、市民、事業者及び市が連携、協働のもと、太宰府の良好な景観の形成と市民遺産の育成を図り、太宰府らしいまちづくりを推進することを目的とする。この3行ぐらいに集約されていると思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

都市整備課長（神原稔） では第2条にいきます。これは各々定義を掲げておるものでございます。まず良好な景観の形成ということ、それから文化遺産、市民遺産、建築物、工作物、開発行為、路外駐車場、緑化率、以後出てきます用語について説明、定義をいたしております。

よろしいでしょうか。

委員長（田川武茂委員） 第2条について質疑はありませんか。

橋本副委員長。

副委員長（橋本健委員） 昨日スタジオパークでですね、市民遺産についての解説があつてました。今回の条例は景観と市民遺産がセットになった条例ということで注目されているみたいなんですよね。その中で現在市民遺産として認められている、それをちょっと教えていただきたいんですけど。何箇所あるか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） これは後のほうの条文で出てくるんですが、今現在、これが市民遺産ということで、何件とか、何個とかいうのはまだ決まっておりません。ちょっと後で詳しく説明したいと思います。

（橋本副委員長「よろしく願います」と呼ぶ）

委員長（田川武茂委員） 他にありませんか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 全体的に進んでいけば分かることも分らんけど、要するに太宰府の、第2条のカッコ1ね、前文にも関わってくるんやけど、良好な景観の形成、市民の共有財産である自然環境と歴史環境を保全育成することにより、太宰府の魅力ある景観を守りという、ここら辺りがどうなのか、その人その人の主観が入ってくると思うですよ。この言葉はよく分かるんやけど、これを違う取り方をする人も出てくる可能性があるんじゃないかというね、見方にもよるし、地域的な問題もあるでしょうけども、何が良好なのかといわれると、具体的にあがってこないとは分らんという部分が、どうもこう、最近の市民の言葉やいろんな意見を聞くといろんな見方があって、そこら辺りがどうなるのかというのが非常に分かりづらいというというか、そういうところがあるもんで、要するに良好な景観の形成ということにはいろんなことが含まれるんじゃないですか。歴史的なものもあれば、今の現状の景観を守るという意味合いにもとれるし、じゃあそれを壊すものは一切いかなのかという、なら、いろ

んなことが心配な面も出てきそうな気がしてですね、これは後から全体的なことが入ってくるんで、今お答えをもらおうとは思わんけど、なかなか文化遺産、市民遺産というのは難しい問題やねと今、感じながら、今日はまた後から質問させてもらおうと思っています。今、回答は要りません。

委員長（田川武茂委員） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に進みます。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 第3条です。市民の責務ということ掲げております。これは次の4条、5条というのがそれぞれ事業者、市ということになっております。これはセットでいきたいと思います。まず市民の責務でございます。第3条1項に書かれてますように、市民は自らの普段の活動が良好な景観の形成及び市民遺産の育成に重要な役割を果たすことを認識し、積極的に良好な景観の形成に努めなければならないということになっております。要は市民の方は良好な景観を守るいろんなことについて積極的に協力、努めてくださいということ掲げております。

それから第4条です。これは今度は市民のところ事業者になるものでございます。中身についても市民と同じく、良好な景観の形成、市民遺産の育成に努めるというようなこと掲げております。

第5条の市ですが、市は今度は市民、事業者の良好な景観の形成の後押しといいますが、総合的に計画を策定して、計画的に実施しなければならないということ掲げております。

福廣委員のほうから出ましたけど、3ページの解説のところの頭のところにありますけど、景観や市民遺産を構成するものは多種多様であり、良好な景観の形成及び市民遺産の育成を図るためには、行政だけではなく、様々な主体が参画する必要があるということで掲げております。先ほど言われましたように人それぞれ違いますので、協力してやりましょうということ掲げておるところでございます。

第6条までちょっといきます。国の関係がありました。先ほどの3条、4条、5条、市民、事業者、市の責務、プラス国に関するということで、必要がある時は協力を要請できるというようなことしております。ちょっとここまでで説明を終わりたいと思いますが。

委員長（田川武茂委員） はい、質疑はありますか。

村山委員。

委員（村山弘行委員） 十人十色とか、100人おれば100人の考え方がと先ほど、福廣委員から言われたけど、市の責務の中の第3項、市民がそういう意識を持っていくための啓発というか、温度差が随分あると思うんですね、極論すればいらんこったって、市が掲げたことに自分たちが責任を負うのかという人もおれば、自分のまちやから景観をよくしようという、第5条の3項というのは非常に重要になると思うけども、以降具体的にはどうというような、講演会だと

かいろいろ考えてはおられると思うけど、今何か具体的にそういう市民啓発というか、訴えていくような方策があれば聞かせていただきたいなと思うんですがね。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） この条例、計画が公布されれば、その周知というのが一番重要になってくると思います。言われたようにいろんな方々がいらっしゃいますし、いろんな区域もございまして、これ後からまた出てきますけども、太宰府市内全域を一山全部を同じ色にというわけではございません。後からまた説明しますが、そこそこの区域と申しますが、地域によっていろんな歴史的な背景がありますので、それに応じて、こういう形にしよう、ルールにしようということを定めております。ですからその周知を今後は図っていかねばならないと思います。これは公布されて周知期間というのを半年とっております。いろんなパンフレット、ポスターと色々な媒体を使って周知に努めたいと思っております。

以上です。

委員長（田川武茂委員） はい、橋本副委員長。

副委員長（橋本健委員） 今の関連ですけど、事業者の責務のところでですね、特に建築行為、設計、施行こういった建築の関係者、こういう方達には理解、協力を求めないかんと思うんですね。ですから計画的に講習会なり説明会なり実施されるのかどうか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 今、うちの都市整備課の窓口でもやっぱり各方面、いろんな建築業者の方、設計業者の方、毎日いらっしゃいます。なかなか説明会というのも考えたんですが、とりあえず冊子、事業者向けの冊子を作りまして、カウンターに置いて、来られる方、来られる方に太宰府はこうなりますというのを周知していきたいと思っております。無論、商工会等につきましてはそういう説明会、市内の業者に関してはですね、やりたいと思っております。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 他にありませんか。

太宰府に指名願出している業者も何千、何百とあるわけでしょう。そういったものに関して、今の都市整備課で対応できるかということですけど、そこら辺の問題はどうですか。人数を増やすとかね、そういった問題は関係ありませんか。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 今現在、建築される場合は建築確認の副申の業務を行っているわけですが、それプラスこの審査と申しますが、届出の受付になるかと思っております。非常にありがたいご意見として伺っております。しかしながら、この陣容がありますので、当面はこの陣容でなるかと思っております。今までにやったことのない業務でありますので、その具合をちょっと見て、その後の段取りになるかと思っておりますけど。

委員長（田川武茂委員） もう一つね。そういう箇所、机の上で印鑑押すだけじゃなくして、今度は現場に所管の人が出て行って、その実態を把握するとか、そういう方法も取るべきじゃ

ないかなと思うんですよ。まあ一遍、そういう違反者がおればあそこはああしてるじゃないか、こうしてるじゃないかとかね、そういった批判というか、そういう例が出てきますので、絶対そういった例が出てこないように、一つ取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(田川武茂委員) 次にいってよろしいですか。

都市整備課長。

都市整備課長(神原稔) それでは第二章に入ります。条文的には第7条になります。景観まちづくり計画ということです。これは一番最初に説明しました景観法で決められておる景観行政団体は景観計画を作るということになっております。太宰府市では景観まちづくり計画と、後で出ますけど景観計画、これをセットで今、制定し提案しておるところでございます。その景観まちづくり計画の策定をここに明記したところでございます。解説の1番にありますように、本市の景観施策を市民、事業者及び市との協働により景観施策を総合的かつ計画的に進めるため、景観まちづくり計画を策定しますとうたっております。

次の第8条、景観計画も関係ありますのでここまできたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

都市整備課長(神原稔) 景観計画でございます。これが先ほどちょっと言いました太宰府市内全域を景観計画には入れますけど、第8条の3に書いてあります、市長は地域の特性を生かした景観の形成を推進するため、法第8条云々とあります。市の全域を計画に掲げ、次の各号に掲げる区分に従い定めるとしてあります。そこに1から5まで5つの区域に分けてあります。山並み共生区域、遺跡共生区域、丘陵住宅区域、賑わい区域、平坦市街地区域とこの5つの区域に分け、それぞれのところの景観計画を掲げておるものがございます。さらに4号でその景観計画区域のうち、積極的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区を景観育成地区として、そこに2つ掲げてあります、人と遺跡の共存史地区、天満宮と宰府宿地区でございます。景観計画を先ほどから説明してはありますが、太宰府市内全域を景観計画区域としますが、それぞれの区域をその中で5つのゾーン、プラス2つのゾーンを決めておるということでございます。これについては資料3の2、ちょっと最後の方、すみません、ページ数を打ってないんですが、A3の資料編ということで、後ろの方に袖折したものがあると思います。その一番最初になります。袖折の一番最初になると思いますが、太宰府景観計画総括図というのがあると思います。ちょっと緑が多いような紙があると思います。98ページの次ですね。これがこの条例で掲げております区域を画にしたものがございます。画のほうの凡例のほうの階層1となって、自然と歴史と暮らしを表す5つの景観ということでそこに5つ掲げてあります。先ほどの景観計画の第8条、第3項の1号、2号、3号、4号、5号がこれにあたります。こうい

うゾーン分けをしております。それから第4項の1と2、人と遺跡の共存史地区、天満宮と宰府宿地区というのがありますが、これは凡例の一番下になります。階層3、景観育成地区、紺色の線で囲ったものでございます。ちょっと分かりにくいかも知れませんが、人と遺跡の共存史地区は四王寺一帯、史跡地周辺と思われて結構だと思います。それから赤で囲んであります、天満宮と宰府宿地区ですので、天満宮周辺とそれ周辺を地区としております。解説に入りたいと思います。5ページの解説に入ります。まずは何回も申しますけど、太宰府市全域は景観計画区域になります。全域に景観計画が適用されるということにしております。且つその中で山並み共生区域ということでその説明をしております。これずっと山並みから平坦まであるんですが、主たるものだけを説明したいと思います。山並み共生区域、この区域は北谷、内山などの美しい農村集落が守られていますが、同時に資材置き場、土取り場などの生産活動により緑が失われている箇所も見られます。したがって、この区域では農業や工業などの生産環境が緑を保全、創出、再生することによって、宝満山や四王寺山などの山並みと生業が溶け合うような景観形成を目指しますというようなことをうたっております。以後、それぞれの区域によって、この区域はこういう背景があります、だからこうします、目指しますというのをそこに掲げております。解説の4でございます。先ほど5つの区域を説明しましたが、さらに2つ、積極的に良好な景観の形成を図る必要があるという区域、景観育成地区として2つの区域を定めています。一つは先ほど言いました人と遺跡の共存史地区、これは今までいいますと、史跡地ですね、四王寺の史跡地周辺になります。それから天満宮と宰府宿地区というのを掲げております。後から出てきますけど、それぞれの区域によって建築物はこうだとか、ああだとかいうルールを定めておるところでございます。総括図にちょっと戻りますが、階層1の何らかの区域と景観育成区域と2つの区域がだぶっているところあります。当然その階層1のルールに階層3のルールが上乘せされて適用されるという形になります。1つのところもあればだぶって重なってするルールもできてくるということになります。第8条はそういう景観計画の区域を分けたということを掲げております。

第8条は以上です。

委員長（田川武茂委員） 後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） 今、課長が後で出てくるとおっしゃったから後で出てくるかも分かんけど、この総括図を見せていただきましたけど、山並みからいろいろありますよね、結局太宰府市がすべてこれの中に該当していくと思うんですけど、例えば山並みのとか、そういうところであったら、建物の屋根のマンセルとか、壁のマンセルとか、そういうところはまた変わってくるわけですね。天満宮の近辺とか政庁通りやったらこういうふうに統一して欲しいというような格好になると思うんですけど、例えば山並みとか、そういう四王寺山のどこか少し引っ込んだところなんかでもやはり制限はあるんですか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） この資料3の2の67ページをお開きいただきたいと思いますけど、そ

ここにありますように67ページのちょっと上の方ですね。景観計画の区域共通ということで掲げております。これが色の基準を定めておるところでございます。特別にこの色はだめというんじゃないくて、色には番号といいますか、名称がついておりますが、ここからここからの範囲の色は使わないでくださいというような形で書いております。要はここに書いている色相区分Y Rで云々とか彩度6とか4とかと、要は目立つ色、原色系の目立つ色は使わないでくださいということを出しています。先ほどの5つ区域については共通です。それから育成区域についてはもう少し色については書いております。それは資料3の2の65ページです。これはちょっとそこに入っているんですが、先ほど言いました人と遺跡の共存史地区、天満宮と宰府宿地区という、これは65ページは天満宮と宰府宿地区というところの育成基準をここに掲げております。この天満宮と宰府宿地区でもさらにこの表でいきますと、政庁通りのゾーン、参道ゾーン、旧道、それから小鳥居小路ゾーン、天満宮の門前ゾーンと分かれておりますけど、その真ん中になると思いますけど、色彩素材というところで色もさらにこれを掲げておると、他のところはありませんけど、掲げております。他のところと違うのは自然素材の色を使ってくださいと。

委員長（田川武茂委員） 後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） だから結局、政庁通りとか、天満宮とか宰府とかそういうところと、ちょっと引っ込んだところでは色の問題もちょっと緩和されて、緩やかになってきますよというような格好になっていくんですね。

（都市整備課長「はい、その通りです」と呼ぶ）

委員（後藤邦晴委員） それをちょっと尋ねたかったんで。

委員長（田川武茂委員） 他にありませんか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 現在では景観まちづくりは決まっているわけですね。景観計画も決まっとうとかいな。景観計画は今から。

（都市整備課長「いえ」と呼ぶ）

委員（福廣和美委員） そこらへん、聞けば聞くほどあっちいたり、こっちいたりがよう分からんところがあるんですよ。要するに太宰府の景観まちづくりというのがありますよね。

（都市整備課長「はい」と呼ぶ）

委員（福廣和美委員） 景観計画はもう決まってるんですかね。それとも今から。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 景観計画というのがこの資料3の2の資料で、条例の公布と同時にこれも決済をとって運営するといった形になります。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） ということは今、我々が審議する内容はその条例と景観計画ということですね。

(都市整備課長「そうですね。ただ議会の議決といいますか、案件は条例のほうになるのかなと思っております」と呼ぶ)

委員(福廣和美委員) 条例やろ。計画は違う。

(都市整備課長「計画は違います」と呼ぶ)

委員(福廣和美委員) それで、景観まちづくり計画そのものはどこの協議会か審議会かでしよるわけやろ。

(都市整備課長「はい」と呼ぶ)

委員(福廣和美委員) それはどういう審議会。

(都市整備課長「資料3の1の11ページをお願いします。そこに計画の策定という関係の委員会のところを掲げております。平成20年の5月1日に景観行政団体になったというところで平成20年11月からこの景観計画を作ろう、策定しようということでこの委員会、小委員会を述べ19回ほど重ねまして、今日ここに提案するものでございます。」と呼ぶ)

委員(福廣和美委員) で今、景観計画の案が出されているということね。

(都市整備課長「そうです」と呼ぶ)

委員(福廣和美委員) 聞いておったか分からんけど、策定委員会のメンバーは何人でどういふ人たちがなっているんですか。

(都市整備課長「景観まちづくり、資料3の2の89ページ、この12名の方がメンバーでございます」と呼ぶ)

委員(福廣和美委員) これは景観計画策定委員会ですね。

(都市整備課長「はい」と呼ぶ)

委員(福廣和美委員) 今から市民遺産会議とかそういうものは今から作るわけ。

(都市整備課長「そうです」と呼ぶ)

委員(福廣和美委員) それはこの策定委員会とか別途になるわけですね。

(都市整備課長「そうです。もう策定は終わりましたので」と呼ぶ)

委員(福廣和美委員) 今から市民会議において、どこを市民遺産にするか、文化遺産にするかというのを決めていくわけでしょ。ですよね。それはいつ発足するんですか。

(都市整備課長「これもこの条例のちょっと最後の方にその関係の委員会を作るといふようなことを掲げております。」と呼ぶ)

委員(福廣和美委員) 先にあるわけね。そこにいってからでいいや。

委員長(田川武茂委員) これを来年の4月1日から実施したいというのがあなたたちのご意見でしょ。今、既存のやつが施行になると、景観にふさわしくないところが何箇所かあると思うけど、そういったものを今後どういふふうにご指導していくのか、それをやりかえてくださいといふのは、地権者もなかなかできないと思うけど、そういう場合、補助金を出してするのか、そういう場合はどういふふうにご考えておられるのか。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） ルールに合致していないというのは当然あるかと思いますが。それについては、今すぐかえるというものではありませんので、ここに書いているように百年後も誇れるまち、景観がいいまちというのをうたっております。ここ年数を重ねるごとに、今現在で考えるところやっておりますけど、あと50年するともう今の建物は建てかわっていると思います。さらに百年後はさらにまた建てかわっていると思います。そういう長い目で見て、このルールを今から適用して行って、長い時間をかけて、その地区、今言いましたその地区に応じた景観、風景が出来てくるんじゃないかなと思っております。

委員長（田川武茂委員） そういった箇所については、そういうものについては50年、百年を見据えてやっていくと、指導していくと、そういうことですね。はい、分かりました。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） さっきのこの景観計画総括図の一番下に高度地区指定検討区域とあるじゃないですか。これはどういうものですか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） この高度地区指定検討区域と申しますのは、これでいくと図ちょっと見づらいですけど、水城の堤防のところの横側、それと太宰府の参道を今、対象にしております。水城に関しましては用途が準工業でございます。高さの制限は今現在ございません。容積と建蔽によって高さがおのずから決まってくるという形です。それから天満宮の方は特別用途としまして、高度入れてますけど、15メートルという高さを入れております。15メートルでしたら、4階くらいが建つようになります。しかし参道については旧来の古い伝統的な建造物がございます。その高さが大体、12メートル、3階建てくらいです。だからここは参道沿いの沿線については12メートルで抑えてしまうと。でさらに水城のほうは極端に言えば20メートルでも30メートルでも建ちますので、水城の堤防のすぐ横にそういうものが建つのはいかがなものかということで、ここも高さを抑えようという検討をするという区域にしております。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） いわゆる史跡地に指定された外側の区域のことですね。水城の場合は、今、現状としては課長言われるように高さ制限がないところではあるけども、一応の高さ制限というものが必要ではないかと、それを今から検討しますということで捉えておっていいですか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 資料3の2の57ページをお開きください。これはちょっと先ほど説明したものの詳しいものでございます。一応この景観計画に掲げておりますので、これについては適用されると思っております。ただ景観計画で高さ何メートルというのはもちろんここに書いておるんですが、都市計画法にいう、他の地区20メートルにするとか書いておりますけど、これは都市計画法の方できっちりこの地区を20メートルにする、12メートルにするというのをきっちりそちらのほうであげますので、とりあえずはここで掲げておるというものでござい

す。

委員長（田川武茂委員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 課長、山並み共生区域の中で内山、北谷、これは白地ですよ、こういった問題について、内山とかはいろんな工場とか建ってきております。こういったものについて、どういうふうな指導をされるのか。計画性について説明を。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 資料3の2の35ページをお願いしたいと思います。山並み共生区域として下のほうですけど、カッコのイ、景観形成の方針ということでここに掲げております。山並み共生区域はこういった景観形成の方針を掲げております。今現在、北谷、内山に限って言えば、準都市計画区域というようになっております。用途はございませんが、その区域になっておりまして、建物を建てる場合は、市街地と同様に建築確認を取りなさい、接道の義務等が発生しております。開発についても1万平米であったのが3,000平米というような形で規制がかかるようになっております。36ページをお願いと思いますが、太宰府市の景観計画は建築物に関しましては届出、勧告を基本としております。ゆるやかな規制誘導ということになっておりますので、北谷、内山のところにつきましては、そこにありますように、建築物、工作物等に関しましても緑化をしてください。建築物に関しては山の緑や土、石等、自然にある色に近い、柔らかく、自然な表情の得られる色彩としてくださいというようなことをうたっております。その地域に応じたもので、端的に言うとあまり浮いたものは作らないでくださいというようなことは掲げております。

委員長（田川武茂委員） 今、麻生学園が持っている山を造成していますよね。ああいったものが出てくることによって、もうしようがないですけど、景観が損なわれるわけですね。今後こういったものをいかに市が指導していくのか、指導権があるのかどうか分かりませんが、やっぱりどういうふうに、これを黙って見ていたら、何をするか分かりませんしね、あそこら辺どういうことかという、実際行って私も見たんですけど、よその産業廃棄物を持ってきて低いところに埋めたりしているんですよ。そのところはぴしっと行政は指導していくべきじゃないかなって私は思うんですけど。見て見ぬふりしていたら、大変なことに、汚染されてしまうし、また景観も損なわれてしまうから。それはもう出来ているからしょうがないけど。今後十分指導してやってください。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 関連で聞いておきますけど、時々いろんな人と話す時に未だに宝満山と四王寺を結んだらいいんじゃないとか、宝満山の途中まで、あれ何というんかいな。

（「ロープウェイ、ケーブルカー」と呼ぶ者あり）

委員（福廣和美委員） そういう話も前から太宰府にいらっしゃる方々からも聞くことがあるんですよ。そういうのをこれに合わせたらもう厳しいわけやろ。

(「冗談じゃないということですね」と呼ぶ者あり)

委員(福廣和美委員) もう全くそういうのは話にならんということでもないでしょ。それと合わせてもう一つ聞くけど、グランティアなんかはこれが決まった後であれば多分難しいんじゃないかなって思いがあるんやけど。そこら辺りはどうですか。

委員長(田川武茂委員) 都市整備課長。

都市整備課長(神原稔) 前段の宝満山、四王寺山等にケーブルカーだの、ロープウェイだのというのがありますが、これは場所と申しますか、四王寺山、宝満山の歴史的な経過を辿って、四王寺は史跡地にもなっております。そこにそういう施設と申しますか、物がふさわしいかどうかですね、役所がするとかしないとかじゃなくて、皆さんがやっぱり考えて作るならこういうふうには、それはやめたほうがいいとか、いろんな結果は出てくると思います。それからホテルグランティアですけど、これも今現在、この景観法があるなしに関わらず、できません。調整区域でございますので。ちょうど法の制定の前で滑り込みという感じもあったんですけど、先ほどちょっと言いましたけど、あと30年、40年、50年経つと既にあの施設もなくなるんじゃないかと思えます。また新たにしようと思えば、今度は逆にこの景観計画に基づいた建物をやってもらうという形になるかと思えます。

委員長(田川武茂委員) 福廣委員。

委員(福廣和美委員) 心配する点はそういうことがやっぱりあると思うんですね。新たに産業を起こすような時に、これがあるために、いわゆる会社の建造物だけ、建物だけの問題ならそう問題はないと思うんですけど、今後どういうものが太宰府に必要なようになってくるか分からない中で、これがあるが故に足かせになるということが、ないとは思いますが、ひょっとしたらそういうことがあって出てこれない、グランティアなんかもそうやけど、場所的にどうなのかなというのはいろいろあるけども、先ほどの水城地区の高さ制限の問題もそうですけど、高さ制限設けた時にせっかく出てこようといった時に厳しさが出てくると。それが故にできないということが起きる可能性はなきにしもあらずと思うんですね。そこら辺りの兼ね合いが非常に難しいんじゃないかなという。

委員長(田川武茂委員) 都市整備課長。

都市整備課長(神原稔) 決してこれしちやいけません、あれしちやいけませんとうたっているわけではございません。必要な施設であれば、要はこの基準、方針に則ってお願いしたいと。長い時間かかって統一された、調和のある景観が形成されてくると考えておりますので、施設によってあれだめ、これだめということではございません。そういう基準があるということになれば、むしろ基準がないところよりも、そこのほうが地価が上がったり、住みたいという方が出てくると、現にございますし、悪いほうに捉えずに、いいほうにとっていただければと思いますけど。

委員長(田川武茂委員) 私からちょっと一つ聞いておきますけど。ビルディングが21メートル。建ってますね。端の方にエレベーターの塔が建ってますね。これはここまで21メートル、

このエレベーターの建物が別にある。これは大目に見ているんですか。これを21メートルと説明しているわけ。これは大目に見るとか、どういうふうにあなた達は考えてらっしゃるわけかな。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） これについては詳しくございます。軒の高さまでが20メートル、塔屋については面積の何分の1までいいとかですね、建築面積の何分の1までいいとかですね、そういうのは事細かに決めておりますので、高さの一番高いところと低いところを取るんじゃないで、軒の高さで決めております。

委員長（田川武茂委員） 面積で。

（都市整備課長「まあいろんなパターンがございますので」と呼ぶ）

委員長（田川武茂委員） それはまあ大目に見ると、そげんなるんじゃないですか。

（都市整備課長「基準はございます」と呼ぶ）

委員長（田川武茂委員） 基準は平米の基準でしょうから。

（都市整備課長「いえ、だから塔屋の高さについても基準はございます」と呼ぶ）

委員長（田川武茂委員） だから基準を満たしておけば、それは認めるということでしょ。

（都市整備課長「そういうことです」と呼ぶ）

委員長（田川武茂委員） ここで午後1まで休憩します。

休 憩 午後0時07分

~~~~~

再 開 午後1時00分

委員長（田川武茂委員） 休憩前に引き続き再開します。

まず、お知らせいたします。建設産業課商工・農政担当課長が公用で会議があるそうなので午後から欠席いたします。

それでは、景観計画の変更について、第9条、説明をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 午前中に引き続きご説明させていただきます。その前に資料3の1、3ページ、現在、逐条解説、この条文の上から第1条、これに沿って説明いたしております。これも手元に置いて、眺めながらお願いしたいと思います。

それでは、第9条です。景観計画の変更に関することでございます。これにつきましては、景観法に定めるもので、景観計画の変更の手続きについて定める規定でございます。景観計画の策定と同様に解説のところでございますが、公聴会の開催、説明会の実施等、住民の意見を反映させなさい。それから です。都市計画審議会の意見も聴きなさい。 です。公共施設、景観の重要公共施設の管理者に対して同意を得なければならない。それから です。自然公園法の特例地域等におけることであれば、その管理者にも同意を得なければならないと。これは最後にも書いてますけど、市では現在のところ該当はありません。それから ですけど、

要は広く知らせるように公衆の縦覧に供しなければならないということがうたっています。

景観計画の変更についての手続きを定める規定でございます。第9条は以上です。

委員長（田川武茂委員） 質疑はありませんか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） ということはこの計画を変更することは可能であるということですよ。まあ難しい問題やけども。これは景観計画を変更してほしいということ自体はどういうところから出るのか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） ちょっと飛びますけど、次のページの第11条、景観計画の提案団体というような形で、うたっています。この条文の後の方で出てくるんですけど、景観市民遺産育成団体、太宰府という景観市民遺産育成団体等が該当します。趣旨的にはそこにありますように、景観計画の策定、変更、提案を行うことができるNPO法人や民法上の法人、これに準じる団体ということがうたっています。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 市民遺産育成団体というのをもっと具体的に教えてほしいんですけど、どこか載ってないかな。別に載ってないかな。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） この条例でいきますと第33条になります。景観・市民遺産育成団体、20ページです。

委員長（田川武茂委員） 村山委員。

委員（村山弘行委員） ちょっと飛びすぎて申し訳ないですが、市民遺産育成団体というのはななばか複数になるのもありえるということですか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） はい、あります。資料3の2の78ページです。そこに水色の枠の中にクリーム色の枠があって、さらに茶で四角く書いてありますけど、その景観市民遺産というものが、例えばですけど、ものによって団体がそれぞれという形になるかと思います。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） これは市民とか事業者とかNPOで作るわけよね。

（都市整備課長「はい」と呼ぶ）

委員（福廣和美委員） ということは任意に作れるということですかね。市が作るわけじゃないんやろ。だから市民遺産育成団体というのがどういう枠の中でできるのかがよく分らんのかやけど。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 誰でもというのはちょっとおかしいんですけど、要は第33条の前段にちょっと書いておりますけど、良好な景観の形成及び市民遺産の育成について、自主的な活動

を行う市民団体ということをやっています。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） よう分からんたいね、自主的な活動を行う団体といわれても。どういう団体を自主的な活動を行う団体というのかが、よく分からん。例えば太宰府みらい基金を条例で作りましたが、そういう団体もこういうのに入るのかどうかというのものもあるわけよね。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 規則の第29条、施行規則案です。景観市民遺産育成団体の認定等とありますように、この内容をもって。中身ですが、その上ですね、第28条の……。景観市民遺産育成団体というのは、逐条解説20ページ、第33条にうたっているわけですが、その解説ですね、ちょっと読みます。景観まちづくりに関わるNPOや市民団体並びに市民遺産を育成している市民団体などはその団体等からの申請により、景観・市民遺産育成団体として認定されることとなります。その下です。なお、その団体の活動等が景観まちづくり計画の趣旨に合致しているかどうかを判断するため、景観・市民遺産審議会の意見を聴くことができますということでございます。資料3の2に戻りますけど、78ページのちょうど真ん中の黄緑色ですね、太宰府市景観・市民遺産会議、これから発足するわけですけど、その構成員としてふさわしいかどうかで、この団体は景観・市民遺産育成団体にするというようなことになるかと思えます。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） ということはそう簡単にはできんということ。捉え方としては。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 簡単というのはちょっとあれですけど、例えばですけど、どこそのお地藏さんを毎年きちんとおまつりして守ってある団体といたしますか、集まりの方とかは非常に合致したものになるんじゃないかと思えます。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 現実的に市民遺産を守っていると。そういうのを育成している実績のある団体ということになるわけね。

（都市整備課長「そう理解してもらえれば結構だと思います」と呼ぶ）

委員長（田川武茂委員） 村山委員。

委員（村山弘行委員） 第9条で市長は景観計画を変更しようとするときにはとあって、例えば一般市民の人から、疑義があったり意見がある時には、いわゆる団体でもないと。団体でもないし、しかしこの計画に対し指摘をしたいというような時、いうなら意見を申しあげたいという一般市民の人達の意見、スタートまでは公聴会とかしても、進み出して行ってる時に市民の人が景観に対して疑義を唱えるとかというような場合はどういう場で言えるのかなと。NPOも作ってない。NPO等の団体届けておって、それが承認されればその会議で言えたりするけども、そういう組織も作ってない。この景観条例はこの辺がこうだという場合はどこで聴取を受けるのか、受け皿というか、意見を聴く場所はどうなりますかね。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 次の条文にいくんですけど、第10条になるんですが、景観計画の提案、変更。提案ということをここで掲げておるわけですが、その解説の1行目にあります。住民やNPOと、その住民というのもございます。無論たったお一人でどうのこうのと言われても、これはちょっとまた別の問題になるかと思えます。皆さんの住んである方の同意の3分の2以上とか、というような形になると思えます。本来ならば当然これはおかしいということになれば、住民の方よりも行政が気付くべきであって、どういう場合は分かりませんがともそういう規定にしております。

委員長（田川武茂委員） 村山委員。

委員（村山弘行委員） 大体そうやろうと思えます。例えば自分がちょっと問題があると思ったらNPOの人にここはこういうことじゃないかと、その承認されている団体の人に、その団体が、あなたが言うのはもっともやなと、いうことでそのNPOの人たちが市にもの申すとかいうことが可能ではあるですたいね、そういう意味ではね。分かりました。

委員長（田川武茂委員） 後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） それに続いてですけど、申請すればそれで認められるというように第33条はなってますよね。そういう場合は資料3の2の78ページ、先ほどの景観形成の進め方についての代表者会議、この代表者というのはかなり増えてくる可能性があるんですよ。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） はい、増える可能性も無きにしも非ずですね。ただ、必ず育成団体一つ一つから代表者というわけにはいかないかなと思っております。

委員長（田川武茂委員） 後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） これどうなるか分かりませんが、例えばそういう方が申請にみえて、いやそれにはあなた方はこれには該当しませんと、極端にいえば、断った場合、断ろうとする場合、そのところでいろんな反発というのはでないやろうか。というのはいろいろいらっしやるたいね。この中に入りこんで、いろんなことをやってみたいという、混ぜるといえば失礼になるけど、そういうふうな団体の方が出てこられるということもあるんじゃないかなと思うんですけど、ある程度規制というのは厳しくやったほうがいいんじゃないかな。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 第33条ですかね、市民遺産審議会で意見をいただくというような形になろうかと思えます。

委員長（田川武茂委員） よろしいですか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 議会としては今回、条例制定してしまえば、関わることはできんわけね。議会というか議員、やっぱり議会たいな。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 一応、議員という形での構成は考えておりません。ただ、市民でいらっしゃるし、各種団体の役員さんでもいらっしゃるし、その辺は他のチャンネルから参加してもらうというようなことを考えておりますけど。

委員長（田川武茂委員） よろしいですか、課長。こちら辺で言うとかないかなのかなという気もしますから。第9条の解説で土地利用者等に関して住民等に義務を課し、権利を制限することとなることから、景観計画をを変更した際には、その内容を広く住民等知ってもらう必要がある。要するにJR太宰府駅をつくらうという計画がありますね、そこを区画整理しよう。そういった中でこれをひいた後で、ここはやっぱり高さ制限とか、あるいはまた商業区域を見直す必要があると認めた場合は変更ができるのか、できないのか。ちょっとお伺いしておきます。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 今、具体的な場所をお示しになったのでなんですけど、JRの新駅の計画の場所ですけど、午前中見せました景観計画の総括図からすれば平坦市街地区域というようなことになっております。だから今現在、区画整理とか何とかじゃなく、このままで何らかの行為をしようとするれば、この平坦市街地区域の方針、基準に則って行為をやってもらうという形になります。その後ですけど、区画整理等が具体的にあって、駅の計画が具体的にあって、まちづくりをこうしようという計画がきちんと決定すれば、この景観計画も平坦市街地がいいのかどうか、平坦市街地でいいということになれば、じゃあ別の都市計画法上でじゃあ用途はどうする、こうすると、商業系にするとか、住宅系にするとか、今はその時のその区画整理のほうの計画で出てくる問題になってまいります。今の景観計画のみであれば、今は平坦市街地になっております。平坦市街地の方針規則は資料3の2の48ページですね。この基準になっております。特に建築の高さをどうのということはどうもありません。

委員長（田川武茂委員） それはできるかできんか分かりませんが、近隣市町、筑紫野市だって、大野城市、春日市、那珂川町だって高さが無制限ですから、太宰府市に入り込んできたところまで筑紫野市の区域で高さが15階建てとか、そういったものが建っております。今後増える可能性も十分ありますし、そういったバランスですよ、太宰府市と筑紫野市のバランス。こういったものがいくら景観景観といっても、やっぱり外部から来られた人は、ここは太宰府市じゃないかなっていうような認識を持たっしゃるし、今でもここは太宰府市じゃないですかと聞かれるし、そういった状況ですよ、今後地域的にやっぱり見直していかなとこの人口増がね、太宰府市は年々衰退していくし、そのところはやっぱり見直して、検討していかないかなと思うんですけど、それは議会で言うより、今後、区画整理ができるとしたら区画整理の中でそういった論議ができるわけですよ。高さ制限を見直せとか、ここは商業区域にせれとか、そういったことができるわけですよ。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） そのJR太宰府駅の付近の区画整理につきましては、今現在地元の方

とお話をしよるんですけど、仮に開発ということになれば当然、駅もできますし、その用途に応じた用途区域を貼り付けると、今現在調整区域ですので、端的に言えば色は塗っていないと、そういう計画ができればそれぞれの色に都市計画法上塗っていくと。さらにこの景観計画でいやそこは今の計画では駄目だと、もう少しこんなふうにしたほうがいいという提案が出れば当然またそれで変更していくというような形になるかと思えます。

委員長（田川武茂委員） 言うておきますけど、JR特別委員会、この6人全員ですよ。だからそういうことでちょっとお聞きしたんですけど、村山委員長、これに付け加えることはないですか、委員長として付け加えることはないですか。

（村山委員「JRの委員会は委員会でもの言います。その通りやろうと思うとやけどね、課長が答えたようにしか、今のところならんでしょ、その時になって審議会がどうするか、都市計画法にも合わせてどういうふうに変えていくかということしかならんでしょ。今、調整区域やけんですね。特に今、委員長ということはちょっと差し控えて」と呼ぶ）

委員長（田川武茂委員） そうですね、これはまたその時点で協議するしか方法はないと思うんですけど。そういうところご認識をお願いします。お願いしときます。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） しつこいようやけど、市民遺産会議なるものはどのぐらいの人数を今考えてあるんですか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 今後発足するわけですけど、今現在のところ、30人程度を考えております。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 30人。今ここにある、景観・市民遺産会議、今話に出ております景観・市民遺産育成団体の代表者、それから関係団体等の代表者、それから景観行政団体としての市が入るわけですよ、この3つで構成するわけよね。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 79ページの表のちょうど真ん中になると思いますけど、太宰府市景観・市民遺産会議、黄緑色は役割はこうで、一番右側ですけど、構成のほうで、先ほど委員言われましたように育成団体を代表するもの、関係団体を代表するもの、それからもちろん市もそうです。それから学識経験者、その他この会議が必要と認める者ということでしております。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） こっちの19ページのほうはそしたらこれは少なくともという意味合い。この人たちは必ず入らないかん。

（都市整備課長「そのとおりです。そうです」と呼ぶ）

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 今、課長言われたように、今考えている構成としてはこういう構成ですと。これは学識経験者、今度は市民代表は入らなたいね、今のところ考えてないわけね。

（都市整備課長「いや」と呼ぶ）

委員（福廣和美委員） その育成団体が市民代表になるわけ。

（都市整備課長「まあそういうことになりますね」と呼ぶ）

委員（福廣和美委員） その他、景観・市民遺産会議が必要と認める者。この中には議員は入らんわけね。こじつけたら入れるけどね。

（都市整備課長「そこに掲げておりますのは、必ず入れなさいです。で、その他景観・市民遺産会議が必要と認める者ですから」と呼ぶ）

委員（福廣和美委員） ここが必要と認めれば議員も入れるということね。

（都市整備課長「議員という立場ではちょっとあれですけど、ここでどうのというのは差し控えますけど、可能だと思いますけど」と呼ぶ）

委員（福廣和美委員） 立場は議員しかないっちゃん。

委員長（田川武茂委員） 橋本副委員長。

副委員長（橋本健委員） 関連で。その推進体制ですけど、市民遺産会議は何となく分かりました。その後いろいろ議案を提案され、そこで揉んで、行政を通して、今度は審議会に移っていくわけですけど、その審議会の構成人数は大体どのくらいを考えておられるのか、この審議会にあたるメンバーは、この景観計画を策定された方が何人か入られるのかどうか。これを願います。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 今の予定では約15人を予定しています。メンバーですけど、そのとおり策定委員会の方が中心となるかと思います。

委員長（田川武茂委員） 橋本副委員長。

副委員長（橋本健委員） 私いつも思うんですが、やっぱり審議会には市民代表というのが数が少ないかなって感じがしているんですよね。やっぱり2人3人とかですね、できたら入れてほしいと。これはもう要望です。

委員長（田川武茂委員） 他にありませんか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） ちょっと関連でいい。今のところじゃないけどいいかいな。いいですか。

（委員長「いいですよ」と呼ぶ）

委員（福廣和美委員） この資料3の3ね、ちょっといらんことかも知れんけど、この表紙に太宰府の景観特性であるたいね。一番最初が山を仰ぎ川を臨むという。この中で次が1300年の積み重ねて書いてあるたいね。ところが今、水城の堤防辺りは1350年で言いようたいね。そした

ら水城の堤防は入らんとかいなという。やっぱりちょっといらんことかも分からんけど、ちょっと気になったわけね。1300年というと、都府楼政庁跡が1300年やろ。確か。と思うんやけど。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） ここで書いた1300年というのは大宰府という古代の政庁ですね。大宰府政庁の誕生から数えて、およそ1300年と考えていただければと思います。

委員長（田川武茂委員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） それでは第10条に入ります。

ご説明をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） はい。第10条です。景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模ということで、これは先ほど出ました誰でも提案できるのかと、できますというような形で、これは規模を規定するものでございます。一宅地をこれするあれするというわけにはいかない。ある一定の面積が必要ということで、景観法には0.5ヘクタール以上と、5,000平米ですね、5千平米以上としてますけど、太宰府市では0.1ヘクタール、1,000平米から提案できますということを規定するものでございます。面積の規定でございます。

第10条は以上です。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） それでは第11条、景観計画の提案団体。第11条をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） これも先ほど少し出ましたけど、景観計画の策定または変更の提案を行うことができるNPO法人や民法上の法人、これに準じる団体として、先ほどから出てますけど景観・市民遺産育成団体を指定するという規定です。

第11条は以上です。

委員長（田川武茂委員） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 第12条をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 第12条です。これからがルールといいますか、これは守ってくださいという条文になります。景観区域内で行ういろんな行為があります。これについては景観計画を守ってくださいという規定でございます。この全文になります。解説のところにありますけど、景観計画区域内において行われる良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為については、景観計画に定められている良好な景観の形成に関する方針と良好な景観の形成のため

の行為の制限に関する事項に対して適合を図らなければならないということを書いています。

第12条は以上です。

委員長（田川武茂委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に移ります。第13条です。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 第13条です。これが景観法に定めるいろんな行為の届出を定める規定になります。一応太宰府市内全域を景観計画区域といいました。その太宰府市内で行われる行為については、ある一定以上の規模については届出というのを掲げております。解説のところになります。届出の対象は何になるかということです。 です。建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替または色彩の変更。 です。工作物の新築、増築、云々と。それから都市計画法第4条第12項に規定する、これは開発行為ですね。 が土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更。 に屋外における物件の堆積。それから特定の照明ですね。今までに建築基準法、都市計画法上でどこにもかからないといいますが、ちょっとあいまいな部分をはっきり掲げるといようなことになっております。

委員長（田川武茂委員） 質疑はありませんか。

橋本副委員長。

副委員長（橋本健委員） これは一般住宅も、大規模な建築物であれば届けなさいということですよ。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 資料3の3の7ページをお開きください。この色刷りの。届出が必要な行為ということで全市と景観育成地区とを分けております。全市の方はこれは市全域ですけど、例えば建築物の建築につきましては高さが10メートルを超えるもの。または延べ面積が500平米を超える建築物は届出が必要となります。10メートル以上、延べ面積が500平米を超えるもの。まあ3階、4階建て以上になりますかね。それ以上は届出を出してくださいというよう規定になります。

委員長（田川武茂委員） 橋本副委員長。

副委員長（橋本健委員） 仮に違反した場合、こういったものに対しての罰則といいますが、ペナルティはうたえないのでしょうか。条例の中には。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） うたえないことはないんですけど、一番最初に申しましたように、まずは届出、勧告を基本として緩やかな規制誘導というのを考えております。何年か運用した後に、先ほどから出ております市民会議等でこれでは少し緩いんじゃないかという意見になれば、またその時点で考えなければならないと思いますけど、今は12ページになります。第

20条、18、19、20条、助言、指導、勧告。勧告に従わなかった時には公表するというような、緩やかな規制といいますか、それで当分は運用ということを考えております。

委員長（田川武茂委員） 第13条よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） では次に移ります。

第14条です。都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） それでは第14条です。14条は景観計画区域内の有料駐車場の新設、増設、改修する場合の届出を定めたものでございます。この有料駐車場ということにしております。解説の方にありますけど、景観計画区域内で不特定多数の人が利用できる一般公共の用に供する有料駐車場と。これ一般公共の用に供する有料駐車場とありますけど、これは駐車場法ですね。こういう定義されておりますので、それに合わせて書いております。その有料駐車場の場合、面積が500平米以上、太宰府天満宮周辺については300平米以上。これが届出の対象になりますということをおうたっております。

委員長（田川武茂委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） では次に移ります。

第15条について、ご説明をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） はい。第15条です。これは先ほどから説明しております届出、勧告等の適用除外を定めたものでございます。景観計画内における届出、勧告の対象の行為のうち、本市の実情に応じて、その適用を除外することを定めておるものでございます。本条例の別表第1ということで、これは後のほうになりますが、議案書になります。議案書の19ページです。ここに掲げております、いろんな行為について、適用の除外というのを定めております。

第15条は以上です。

委員長（田川武茂委員） 第15条はよろしゅうございますね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 第16条にいけます。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 先ほどから説明いたしております届出、いろんな行為の届出をするわけですけど、届出の前に事前協議をしてくださいという規定でございます。これにつきましてはいろいろ計画が固まってからでは遅うございますので、計画の段階から協議をしようというものでございます。

委員長（田川武茂委員） 第16条はいいですね。

村山委員。

委員（村山弘行委員） あらかじめというのは、1ヶ月前とかそういうものは何かありますか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 特別に期間は定めてはおりませんが、景観法の概要というものの一番後ろになるんですけど、届出を出して、これはうちから返事をするほうになるんですけど、30日以内、勧告については90日まで延長ができるというようなことも景観法で規定されております。この次の第17条で、その30日という規定は掲げております。業者から提案するのは何日までではなくて、計画があれば速やかにといいますが、早くすればするほど手戻りといいますが、なくなるのではないかと思います。

委員長（田川武茂委員） よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） それでは第17条に移ります。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 第17条です。適合の通知です。先ほどの事前協議を受けまして、景観計画に適合となった場合は30日以内に通知しますよということを規定したものでございます。第17条は以上です。

委員長（田川武茂委員） よろしゅうございますね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） では次に第18条、助言または指導に移ります。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 次の第18条からは19条、20条、これはセットですので、一緒に説明します。先ほどの事前協議、届出を出してもらって、適合してなければ、助言または指導ということになります。従わなければ勧告。それでも従わなければ名前を公表と。罰則ではありませんけど、罰則規定に代わる規定をここで設けております。

委員長（田川武茂委員） 第19条、第20条は。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 第18条から20条はその流れの規定を掲げているものでございます。

委員長（田川武茂委員） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） それでは第21条ですか、行為者の変更です。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 第21条からも同じでございます。第21条、第22条、第23条、それぞれ行為をするものの変更の届出はしなさい。行為をやめる時も届出は必要ですと。行為が完了した時も届出が必要ですよという規定でございます。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に第24条、緑化率。ご説明をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） この緑化率というのが太宰府市独自であろうかと思えます。要旨にあります、届出を要する行為のうち、先ほど言いましたけど、ある一定規模以上ですね。建築物の新築、増築及び移転において緑化をしてくださいという規定でございます。緑化についての詳細については、資料3の2の69ページから詳しく掲載しています。

委員長（田川武茂委員） 質疑はありませんか。

大田委員。

委員（大田勝義委員） この緑化率ですけどね、建物を建てる場合、大野城市でも10%台の緑を作りなさいということで建築、家を建てる時にそういうことをやられるんですよ、工場なんか建てた場合には。実際緑化というと、ものは生き物ですから成長しますよね、この前審議会の中でも話が出たんですけど、やっぱり大きくなった場合に高齢者がそれを剪定なんかしたりする場合に大変だというふうなことでそういう話もございましたけど、この緑化率については、いろんな植木の種類等も書いてあるんですけど、あまり大きくなならないような木ということを書いているかと思えますけど、この緑化率について、もう少し木が大きくなった時に、それは大きくなればなつたなりに今度は逆に景観を壊す場合もありますからね。これを何か方策といいましょうか、できないもんですかね。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） これが届出されて、事前協議されて、こういう計画の建物で、こういう緑化率でという話になると思えます。その時点で木の種類、大きさによってはそれなりのアドバイスといえますか、この木についてはこのくらいの大きさになるであろうとかですね、そういうアドバイスといえますか、提案は一緒にやっていきたいなと思っております。ただ、この緑化率を設けた理由というのは、今、どうしても敷地一杯といえますか、車も多くなって、駐車場で取って、緑というのがなくなっておりますので、まずは緑というのに重点を置いて、やってもらうというような形になるかと思えます。確かに審議会の中でも出ました、十年二十年経つと大きくなると。それはそれでありですけど、まずは緑で付近一帯といえますか、景観を修復といえますか、保持してもらうというような考えでこの緑化率を規定していると。

委員長（田川武茂委員） 緑化義務を定める規定、この中でやっぱり住宅は収入が少ないから、土地も小さい、50坪とか60坪。そういった中で車庫なんか作ったら、もう緑化どころか。作れません。それでも緑化率を義務付けるんですかね。そうじゃないんでしょ。敷地に応じての緑化率なんでしょ。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 69ページの下のほうにありますけど、緑化面積換算表というのがございます。その木に応じて、この面積というのを決めております。ボーナスエリア等設けまして、そのまんまの面積が緑化率とイコールじゃなくて、緩和された面積になるというような、

これはいろんな木に応じてボーナスエリア、換算面積を決めておりますので、次のページ、70ページですけど、イメージをちょっと書いておりますけど、上の図ですけど、宅地の面積200平米、規定によっては緑化率は20%になっております。その建てられる建蔽率は50%になっております。ですからこれで換算すると中木と高木と生垣を5メートル付けると、下に計算書いてありますけど、規定をクリアすると。こういう植え方をすればクリアするということを書いております。これは敷地の状況とか建物の具合とかがいろんなパターンがございますので、その都度相談していただければ、いろんなアドバイスといえますか、やりたいと思います。

以上です。

委員長（田川武茂委員） はい。分かりました。他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） それでは第24条を終わります。

ここで2時10分まで休憩します。

休 憩 午後1時54分

~~~~~

再 開 午後2時10分

委員長（田川武茂委員） 休憩前に引き続き、再開します。

それでは、第25条について、ご説明をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 第25条、第26条、第27条と関係がありますので一緒に説明いたします。景観重要建造物及び景観重要樹木、景観区域内、太宰府市内における外観の優れた建物、それから樹木の指定をすることができる。並びに管理の方針、それから指定の解除を定めたものでございます。まだこれについては、この建物が景観重要建造物とか、この木が景観重要樹木というのはまだ指定はしておりません。この条例制定後に審議会等で所有者または管理者等も入れながら指定していくというような形になるかと思えます。

委員長（田川武茂委員） 第25条から第27条まで質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） それでは第28条です。説明をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 第28条、太宰府市市民遺産活用推進計画に入ります。これは冒頭出ましたけど、文化財のほうで市民遺産活用推進計画というのを策定中でございます。その規定をここに掲げておるものでございます。この条文は太宰府市市民遺産活用推進計画の策定の目的、策定及び変更の手続きを定めた規定でございます。これは文化財と申しましたけど、今作成中でございます。

第28条は以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 質疑はありませんか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 推進計画そのもののスパンはどのくらいを考えてあるんですか。まさか百年じゃなからうけん。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 推進計画につきましては今現在、平成17年から始めました文化財保存活用計画等で洗い出しました文化財以外の文化財といいますが、それから今現在も80名くらいのボランティアで市内全域、そういうのを探っておられます。これにつきましては計画ができたなら終わりではなくて、その見直しといいますが、何年か経って、ここにもこういうのがあったというのも出てくるかもしれませんし、この景観計画と同じで市民遺産活用計画と景観計画と一緒に動いていくような形になるかと思えます。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） それは分かるんやけど、現状として追加されてくればまた別やけど、推進すべき計画というものができるじゃないですか。それを実施に入るわけでしょ。それをどういうふうにして保存、活用していくかということに。そのスパンたいね。いろいろ計画できるんやけど、問題は実施をどうするかということに。これは一番最後にもう一遍聞こうかと思っとうけんその時間こう。後から聞ききます。もう一遍。いいです。

委員長（田川武茂委員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に移ります。第29条。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） これも前半のほうで出ました、市民遺産というものの提案を定める規定でございます。解説をちょっと読ませていただきます。市民遺産は文化遺産にかかわる活動も含めたものであるため、個人での提案はその活動が広がらず、継続しない可能性が生じることが考えられます。したがって、団体での提案が相応しいと考えられます。それから、また、後述される市民遺産の育成のための景観・市民遺産会議への参加や技術的及び財政的支援を受けるということから、認定された景観・市民遺産育成団体を提案者に限定することとしています。なお、太宰府市民遺産を提案する場合は、その市民遺産の所有者等に同意を得なければなりません。ただし、その性質上同意を得ることが不適当な場合や所有者等が不明な場合はこの同意は不要です。市民遺産の提案を定める規定でございます。

第29条は以上です。

委員長（田川武茂委員） それでは、現在どのくらいの市民遺産該当物件があるのか、大体どのくらい。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 先ほどちょっと言いましたけど、ボランティアの方、今地域で探すと

どうか、活動されてますけど、今のところ500件ほどと聞いております。これが全部が全部市民遺産になるかは別ですけど。そういう市民遺産があると。掘り起しが続いているということです。

委員長（田川武茂委員） 今後もそういう市民遺産、どうでしょうか増える可能性がありますでしょうか。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） いろんな考え方があると思います。現時点ではまあというのが後何年かすればこれは貴重だというのがあるかもしれませんが、その時代と異なりますか、その時の流れによって変わってくるのではないかと思います。

委員長（田川武茂委員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に移ります。

第30条です。どうでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に移ります。

第31条について、ご説明をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） これは市民遺産の第29条から続くものですけど、提案されて市民遺産登録となった場合の管理、それから現状変更等についての定めを規定するものでございます。

第31条は以上です。

委員長（田川武茂委員） これもよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） それでは第4章、推進体制、景観・市民遺産会議、第32条について説明をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） これは午前中も出ておりました、資料3の2、78ページの真ん中、黄緑色の太宰府市景観・市民遺産会議という会議の組織体制、それから設置に関するものの規定でございます。この太宰府市景観・市民遺産会議ですが、市の委員会とかではなく、市の外出し、違う組織になります。解説のところにありますように、景観や市民遺産を構成する要素は、多種多様であり、良好な景観の形成と太宰府市民遺産の育成を図るためには、市だけではなく、様々な主体が参画する仕組みが必要です。このような趣旨から多数の主体の参加が可能であり、かつ、幅広い内容について協議することができる組織として協議会という仕組みでやりたいということにしております。内容としましては2にあります、市民遺産の認定及び認定の解除。有識者の派遣、情報の提供、相談その他の援助。市民遺産に関する関係者の協議。良

好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する調査研究。その他良好な景観の形成及び市民遺産の育成に必要な業務ということでございます。3でございます。関係する構成員のもので。最低これはということで掲げております。前半でも出ました景観・市民遺産育成団体の代表者。それから関係団体の代表者。市というような形で運営されると。前半でも言いましたけど、今のところ30名程度で組織を予定しております。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 一つだけお伺いします。市民遺産会議の中でこういう今言われたような業務を行うわけですが、市に対して、これを保存活用するためにいつまでにこれをこうしなさいとか、そういう権限はあるわけですか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） もちろんございます。具体的にはあれですけど、こういうものをこうすべきだというのは当然してもらって結構だと思います。

委員長（田川武茂委員） はい、よろしいですか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） それを期限まで市のほうに来年度の予算でやりなさいとか、再来年までにやりなさいとか、そういう権限まで有するのかいな。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 権限の日にもち加えられるかどうかはあれですけど、78ページの真ん中の矢印が各団体に向かってなっておりますけど、いろんな課題が出てきて、話し合ってもらうわけですけど、その景観に関する検討、提案というのは当然行政の方に矢印は向いております。それから内容によっては隣の藤色のほうですけど、調査等の依頼というようなこともお願いすることもできます。それから第35条でいろんなものの所有者、管理者に対し、技術的支援、またはその保全等に要する費用の一部を最後のほうですけど、いくらというわけではなく、予算の範囲内で助成することもできるということもなっております。

委員長（田川武茂委員） こうしてアドバイザーとか相当な認識、見識、そういったものが必要であろうと思うんですが、それにはやっぱり市民遺産の保全とか育成に関する調査、研究こういったものに携わるとなると、相当な見識がないと普通の一般市民ではどうなのかなという。だからそういった人、アドバイザーが太宰府市にもいるでしょう。そういった技術的な支援とか情報とか、市民遺産の保全、育成、調査研究をするアドバイザーが数多くいるかということですけど、その辺はどういうふうな見解を持っておられますか。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） この景観・市民遺産アドバイザーというのは79ページの藤色のところですけど、構成的にはもちろんいわれるように有識者の方、それからそれぞれの内容によっては専門の技術者の方がいらっしゃいます。午前中のこの景観計画を策定しましたメンバーですけど、それぞれ専門の知識を持った方でございます。その方にもお願いすることになるかと

思います。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） この市民遺産会議、また市民遺産審議会、これはここには確か任期とかそういうのは書いてなかったよね。今まで出てないよね。どれくらいを考えてあるのかなと。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 黄緑色のほうの太宰府市市民遺産会議というのがございますが、これは今から発足するわけですけど、その会議の中でいるんな進め方とか、そういう任期とか、というのを皆さんで決めていこうと今考えております。一番下の景観・市民遺産審議会のほうは通常の審議会と同様に2年程度を考えております。

委員長（田川武茂委員） 橋本副委員長。

副委員長（橋本健委員） さっき委員長が質問しました市民遺産アドバイザーですけど、人数的には何名とか決めてらっしゃるのでしょうか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 特には何人というのは定めてはおりませんが、相談の内容によっては3人でも、4人でもいい時もございますし、中身によっては10人というのもございますし、まあその内容によって専門の方の人数にもよりますので、5人ないし7人くらいになるのではないかと考えております。

委員長（田川武茂委員） 橋本副委員長。

副委員長（橋本健委員） そうしますと、庁舎内に常駐しているわけじゃないですね。このアドバイザーの方というのは。例えば建築の事前協議に来られたときにいろいろアドバイスをしていただくわけですね。壁とか屋根の色とか、違反が無いかどうか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） まずは市の職員が行います。いろんな考え方等ございますので、最初は、これ初めてのことでその内容によっては相談というような形になるかと思えます。もちろん市に常駐されているわけではありません。大学の先生とかというような形になります。

委員長（田川武茂委員） 橋本副委員長。

副委員長（橋本健委員） それと市民遺産会議の時にこのアドバイザーの方も入られるのかどうか。入るという可能性ありますよね。入りませんか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 会議の内容になるかなと思います。78ページの矢印にもありますように、例えばですけど、太宰府景観・市民遺産会議のほうで何々に関して話を聞きたいとか、それから助言をもらいたいとか、こうすればいいとか、というのはこう矢印がありますように情報提供という矢印がございます。メンバーとして入るといったのはないかもしれませんが、一緒になって考えるというのはあるかと思えます。

委員長（田川武茂委員） 村山委員。

委員（村山弘行委員） 今課長の説明聞きよって、えっと思ったのは、78ページ見ながら、橋本副委員長のお話でアドバイザー、僕の頭の中では市民育成団体とか、団体に対するアドバイスはあるかも知れないけど、例えば市民の方や業者の方が相談に来られた時にアドバイザーが出てくる場面はないでしょ。ありますか。この図面からするとあるかいな。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 今まで景観計画でお話しました、いろんな建築等、いろんな行為に対するアドバイスというようなことではなくて、これは景観・市民遺産に関する相談、もう少し何といたしますか、上の段階といたしますか、各々のルールをここでアドバイザーの方がこうだあだということではない。景観計画とか市民遺産とか、いろんな中身が出てきますよね、これについては例えば、何らかの物に対して、どう保存すればいいとか、どう運用したらいいとか、そういうちょっと上のほうから見たアドバイスということで、建物を作るときに、さあ屋根の色をこうだとか、あだとかというのはちょっとこの対象ではないということです。

（村山委員「ということでしょ」と呼ぶ）

委員長（田川武茂委員） ちょっとお尋ねします。今社会的な問題になっている、こういった役員さんについては日当制なのか、月給制なのか、これは次元が低いけど、ちょっとお尋ねしておきます。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） この審議会というのは市の機関になります。後からちょっと出てきますけど、普通の審議会と同様の報酬、日当というような形になります。この黄緑色の景観・市民遺産会議というのは市から出た団体になります。協議会的なものであります。その運用についてもこの協議会の中で話し合ってもらおうと考えております。

委員長（田川武茂委員） はい。分かりました。

第32条はよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） では第33条に移ります。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） これも午前中でておりました、78ページでいいますと、一番上の水色の枠の中、市民、事業者、NPOの中のそれぞれの団体の認定について定める規定でございます。午前中にも言いましたけど、この育成団体を認定をしようとする時は審議会の景観・市民遺産審議会の意見を聞いて認定するというような規定でございます。

第33条は以上です。

委員長（田川武茂委員） 第33条はよろしいですか。

村山委員。

委員（村山弘行委員） 確認です。解説にも書いてあるように市民遺産育成団体が組織として運

営が厳しいという時に自主的に申請があった場合に認めるというのと、他の団体からこれは育成団体にふさわしくないというクレームが付いた時、その3番目、第33条の3項は自主的に解散しますとか、そういう申出があった場合、あるいは適当ではないというのは活動もしていないし、何年も開店休業状態で実態がないではないかというようなことがあった場合には取り消しますよという2つというふうに理解していいいでしょ。

(都市整備課長「はい」と呼ぶ)

委員長(田川武茂委員) 第33条はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(田川武茂委員) 第34条に移ります。

都市整備課長。

都市整備課長(神原稔) これも先ほどから出てますけど、景観・市民アドバイザーの登録ということでございます。建築物そのものの屋根のアドバイスという意味ではなくて、もう少し上から見た取り組みとか、ちょっとそれぞれの段階でのアドバイスといたしますか、助言を受けたりというような形のアドバイザーの規定でございます。

委員長(田川武茂委員) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(田川武茂委員) 第34条はよろしいですね。

第5章、支援及び表彰、第35条です。説明をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長(神原稔) この第5章、第35条と第36条ですが、一緒に説明したいと思えます。これについては、先ほど何回も出てきますけど、景観・市民遺産会議、景観・市民遺産育成団体、景観重要建造物の所有者または管理者等で良好な景観の形成に寄与すると認められる者に対して技術的な、財政的な支援をすることができるかと定めております。それから第36条でその景観に育成等に著しく貢献した者、良好な景観の形成に寄与している者を表彰することができるということを規定しているものでございます。

委員長(田川武茂委員) はい。この表彰についてはよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(田川武茂委員) それでは、第6章、雑則、第37条です。説明をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長(神原稔) この条例について必要な事項ということで規則ということを決めております。これはお配りしております。太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例施行規則案でございます。それぞれの条文の詳細といたしますか、解説といたしますか、説明をこの規則で決めております。内容についてはちょっとこれもボリュームがありますので、後からお目通しいただければと思います。

委員長(田川武茂委員) これでよろしゅうございますか。

全般について、何かありましたらご説明をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） では最後になりますが、附則というのをあげております。この内容今、午前中、第1条からここまで説明したわけですが、資料3の1、7ページをお願いいたします。スケジュールを書いております。この条例のスケジュールを掲げております。いろいろ説明しましたが、内容によっては即施行する分と、期間を置いて施行する分、その住み分けをしております。大きな鍵カッコの2ですけど、内容によってはいろんなものがありますので2から説明しますが、平成23年1月30日から施行するものということで、第16条、事前協議、第25条、景観重要建造物の指定、第26条、景観重要建造物の管理、第27条、指定の解除、第30条、太宰府市民遺産の登録、第31条、保存と。これは届出の事前協議関係になりますが、これについては平成23年1月30日から施行ということになります。それからその下のカッコ3でございますが、来年平成23年4月1日から施行するものとして、これは本体といいますか、運用開始というような形になるかと思えます。第12条、第13条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条。届出とか勧告に関わる部分がこの条文でございます。これは平成23年の4月1日から施行ということになります。この間にこういうことになりました、こういう規則ができましたということを業者の方、各市民の方にも周知を図っていきたくて思っております。それ以外の組織とか考え方については公布の日から施行というような形になります。要は今説明しました大きな鍵カッコの2と3以外の条文についてはすべて議決いただいて、公布の日からという形になります。

附則については以上です。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 全体的な事でお伺いしますが、市民遺産条例が今言われたように施行されて、この美しいまちづくりのためにというパンフレット今日もらいましたけど、いわゆる太宰府市文化財保存活用計画というのがありますよね。この保存活用計画を実施するにあたって、こういう今回条例を制定していくことによって国からの支援が受けやすくなるというふうに考えていいんでしょうか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） はい。そのとおりであります。

委員長（田川武茂委員） 他にありませんか。

後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） よそで景観条例とかいうのは結構あると思うんですけど、このような条例は近隣とか日本全国でどのくらいの市町村であるんだろうか。数として。それは分かりますか。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） この景観行政団体というのが、法ができて5年くらいですかね。平成

17年に全面施行されて、平成17年ですから5年ほど経つんですが、平成22年の8月1日現在で一般市町村については全国で174ございます。これは景観行政になって景観計画ができた団体の数です。景観団体になったというだけのところはそれ以上まだあると思います。計画進行中という。福岡県でいえば、一般市になりますと豊前市、八女市、柳川市、糸島市とうきは市ですかね。それと太宰府市。そのうち計画ができているのが、景観計画がこれでできたと数えれば3番目ですね。豊前市と八女市が先にできております。

委員長（田川武茂委員） 他にありませんか。

橋本副委員長。

副委員長（橋本健委員） この市民遺産育成団体ですね、これ作るのは非常に容易じゃないと思うんですね。果たして自ら手を挙げる団体が出てくるかどうかですね。やはりこちらから積極的に説明をし、働きかけをしないと。まあもちろんガイドラインか何かの資料を提示されると思うんですが、やはり午前中に出了たように市民啓発も含めて、事業者、NPO団体に対する参加呼びかけ、育成団体を作りたいんでという、お願いでもありますけれども、その辺どんなふうを考えてらっしゃいますか。やっぱり市報ももちろん出さないかなだろうし、ホームページも出す。それからこちらから行って、特に事業者なんか、それからNPO団体についてはやっぱり説明会をなされたほうがいいんじゃないかなっていうふうに思っておりますけど、どうでしょう。

委員長（田川武茂委員） 都市整備課長。

都市整備課長（神原稔） 資料3の1の10ページになります。この景観計画を作るに当たって、各関係団体と平成20年頃から、この団体に説明はしてきたつもりです。ようやくこうやって形になりましたということで、再度またこの団体、最初に話していた団体には再度また、報告といたしますか、こういうのできました、ご協力願いますという依頼をしていこうと思います。それから育成団体一つ一つにつきましては今、文化財のほうでも文化遺産を探しているものがございますけど、発見塾にはじまり、こういうボランティアの方、出てきておりますので、役所として、いろんなメニューといたしますか、どの団体というわけではなく、こういうものがあるとか、こういうことができるとかいうのも広く知らせていきたいと思います。既に後藤委員も参加されていると思いますけど、環境、水関係の団体も既にできておるようでございます。こちらから積極的に声もかけていきたいと考えております。

以上です。

委員長（田川武茂委員） それでは、他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 以上ですべて説明、質疑は終わりました。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

村山委員。

委員(村山弘行委員) 非常に多岐に渡って条例が出来ております。いろんな市民の皆さんの考え方等もあろうと思いますが、基本的にはこの太宰府、歴史あるまちを残して後世に伝えていこうというのが主眼でありますから、そのことについて異を唱えるものではありませんが、相対的に本条例は多くの市民なり、或いは事業者の理解を得なければ初期の目的をなかなか達成することは困難であろうというふうに思いますので、審査の中でも言いましたように多くの市民の方々、或いは事業者の方々に周知徹底を図って広く理解を求めていくことに最大限の努力をしていただきたいという旨をお願いしまして、賛成討論にいたしたいと思います。

委員長(田川武茂委員) 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(田川武茂委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

委員長(田川武茂委員) 全員挙手です。

したがって、議案第56号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午後2時49分

~~~~~

日程第3 議案第57号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

委員長(田川武茂委員) 日程第3、議案第57号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

それでは、執行部の補足説明をお願いします。

都市整備課長。

都市整備課長(神原稔) 議案第57号でございます。太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例です。議案書は22ページ、23ページです。別表中、下の箱の中になります。太宰府市景観・市民遺産審議会。先ほどから説明いたしております審議会をここに追加するものでございます。

以上です。

委員長(田川武茂委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(田川武茂委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（田川武茂委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

委員長（田川武茂委員） 全員挙手です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午後 2 時 50 分

~~~~~

日程第 4 意見書第 7 号 21 世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書

委員長（田川武茂委員） 日程第 4、意見書第 7 号「21 世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書」を議題といたします。

本意見書について、委員の皆さんから意見をお伺いします。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） ご意見がないようであれば、これで協議を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

意見書第 7 号「21 世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書」を原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（田川武茂委員） 全員挙手です。

したがって、意見書第 7 号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午後 2 時 52 分

~~~~~

日程第 5 意見書第 8 号 公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書

委員長（田川武茂委員） 日程第 5、意見書第 8 号「公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書」を議題といたします。

本意見書について、委員の皆さんから意見をお伺いします。

ご意見はありませんか。

村山委員。

委員（村山弘行委員） 訂正をしておきたいところがありまして。本会議場で特別剰余金の金額を 2 兆円前後というように私、説明したと思いますが、平成 21 年度の剰余金は 1 兆 3,500 億

円で、本年度は大体1兆4,000億円と見込まれるということでありますので、この分については訂正をはかっておきたいと思っております。本会議で言いましたから、あと皆さん達にはどこかで訂正をしなきゃいかんかなと思っておりますが、そういう機会があれば。或いは議長から言ってもらおうかとも思っております。

委員長（田川武茂委員） それは対応しておきます。

他にご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） ご意見はないようですので、これで協議を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

意見書第8号「公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書」を原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

委員長（田川武茂委員） 全員挙手です。

したがって、意見書第8号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午後2時54分

~~~~~

委員長（田川武茂委員） 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

ここで、おはかりします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから次回委員会開催までの間、所管調査を実施する場合、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果報告及び委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時54分

~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成22年11月22日

建設経済常任委員会 委員長 田川武茂